

ICOMOS Japan information

ICOMOS Japan
(一社)日本イコモス国内委員会

11期 — 2号
2019.9.11

目次◆CONTENTS

英文サマリー／内藤秋枝ユミイザベル 02

Contents of this Volume in Brief (English only)／Yumi Isabelle NAITO-AKIEDA

はじめに／岡田保良 03

Foreword／Yasuyoshi OKADA

2019年度第3回理事会(拡大理事会)(6/22)報告／増井正哉 04

The 3rd Executive Board Meeting (22nd June 2019)／Masaya MASUI

ミハエル・アルベルト・ペチェット(元イコモス会長)の逝去を悼む／前田耕作 08

In memory of Michael Albert Petzet (former ICOMOS President)／Kosaku MAEDA

第43回世界遺産委員会 The 43rd World Heritage Committee Meeting

第43回世界遺産委員会の概要／西 和彦 09

Overview of the 43rd World Heritage Committee Meeting／Kazuhiko NISHI

第43回世界遺産委員会での議論から所感／稲葉信子 11

Impressions from the discussions of the 43rd World Heritage Committee Meeting／Nobuko INABA

Rural Landscapes(地方の遺産)に関する日本イコモス国内委員会研究会

ICOMOS Japan Seminar on Rural Landscapes

自然保護から考える地域遺産の意義とその継承～遺産保護における自然と文化の相互関係を考える／吉田正人 12

The meaning and transmission of local heritage from the viewpoint of nature protection – interrelations between nature and culture in the field of heritage protection／Masato YOSHIDA

文化的景観制度の現状と課題について／下間久美子 13

The national legislation for Cultural Landscapes today, and issues for the future／Kumiko SHIMOTSUMA

百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録／三好 玄 14

Mozu-Furuichi Kofun Group inscribed on the World Heritage List／Gen MIYOSHI

日本遺跡学会 史蹟名勝天然記念物保存法100年記念シンポジウム「国土をめぐる記憶の継承」について／坂井秀弥 15

Japanese Society for Cultural Heritage, Symposium commemorating the 100th Anniversary of the Law for Historic Sites, Places of Scenic Beauty and Natural Monuments／Hideya SAKAI

パリ・ノートルダム大聖堂の火災事故と復旧検討の動き／益田兼房 16

The fire of Notre-Dame Cathedral in Paris and on-going discussions regarding restoration／Kanefusa MASUDA

文化庁・文化審議会世界文化遺産部会報告 本年度の世界文化遺産推薦候補に「北海道・北東北の縄文遺跡群」を選定／山田幸正 17

ACA's Cultural Council Subworking Group for World Cultural Heritage selected "The Jomon Archaeological Sites in Hokkaido and Northern Tohoku" for WH nomination／Yukimasa YAMADA

都城市民会館——経過と日本イコモスの対応／鰐坂 徹 18

The Miyakonojo Citizen's Hall – course of events and ICOMOS' reaction／Toru AJISAKA

シンポジウム「常盤橋から考える首都高地下化後の都市景観」／伊東 孝 19

Symposium "Tokiwa-bashi bridge as driver for debate: urban landscape after the Metropolitan Expressway is buried underground"／Takashi ITO

国際水中文化遺産会議他／岩淵聡文 21

The International Conference on Underwater Cultural Heritage and Others／Akifumi IWABUCHI

EPWG主催によるウェビナーの報告(4/27, 6/19)／山田大樹 21

Report of the Webinars (4/27, 6/19) hosted by the Emerging Professionals Working Group／Hiroki YAMADA

イタリアのラクイアで開催された第3回シルクシティズ国際会議への参加報告／北村美和子 22

The 3rd Silk Cities International Conference held in L' Aquila, Italy／Miwako KITAMURA

世界遺産と防災(科研)プロジェクトの報告:ベルガマ住民ワークショップ／狩野朋子 23

World Heritage and Disaster Mitigation Project report: The Bergama Residents Workshop／Tomoko KANO

自著を語る Newly published book told by its author

『木造建築遺産保存論—日本とヨーロッパの比較から』／マルティネス アレハンドロ 25

"The Conservation of Wooden Built Heritage: A Comparison Between Japan and Europe"／Alejandro MARTINEZ

2019年度 日本イコモス賞及び日本イコモス奨励賞候補の募集について 10月31日(木)応募及び推薦の締切／荻谷勇雅 26

Candidatures to the 2019 Japan ICOMOS Awards and Encouragement Awards: Deadline 31st October／Yuga KARIYA

新入会員の声 Voices from New Members 27

浅野 聡／井川博文／小野吉彦／河村英和／川本悠紀子／後藤玉樹／湯本 桂／駒木定正／林 俊雄／中井 祐／藤崎一郎／森屋直樹

事務局からのお知らせ Announcements 28

事務局日誌 Diary 30

This volume in brief
ICOMOS Japan information 11-2

by Yumi Isabelle NAITO-AKIEDA

With surprise and regrets we learned that former ICOMOS President Michael Petzet passed away; his determination in advocating the Venice Charter and the protection of monuments will be remembered.

World Heritage – While the Jomon sites of northern Japan are confirmed as the next cultural site to be nominated, news announced that the Mozu-Furuichi Kofun Group was successfully inscribed at the 43rd WHCOM in Baku; site managers of the first archaeological site to become WH in Japan vow to harness conservation management issues through dialogue with ICOMOS, national and international expertise. // Although not void of decisions “deviating” from pre-meeting recommendations, 43COM was relatively quiet and visibly heeded state parties’ intentions. Sites of memory, the OG, HIA, and “wider setting” as extension to the buffer zone concept were on the agenda. However the objectives of WH may be facing turning points: to be a list of “best models” of practice or represent large variety of initiatives? How to deal with the duality of the List and Danger List?

International, ISC and Working Group activities - ICUCH discussed ways to improve readability of target heritage sites, review the convention and have greater numbers ratify it. ICORP took the lead in compiling debate outcomes about the fire at Notre-Dame Cathedral of Paris and came to the conclusion that 3 ISCs and WG would be usefully involved in applying their expertise, should assistance be requested. // EPWG’s regular “webinars” provided a new platform for interaction and dialogue with senior members to help emerging members gain deeper understanding of ICOMOS’ framework and activities; participation is free and

archives are available online. // Disaster recovery and building resilience were the theme at two venues: in L’Aquila, 10 years after the damaging earthquake, the protection of urban fabric and the importance of dialogue and social cohesion in the recovery process were discussed; in Bergamo, community leaders proactively discussed their actual involvement in disaster mitigation planning - the eye-opening meeting concluded that in the case of WH areas, shared commitment to DRM planning could save human lives, heritage and livelihoods in a joint effort. // The new book comparing Japan and Europe’s approaches and practices in wooden architectural conservation carries potentials to deepen mutual understanding through academic research.

National – ICOMOS Japan’s Seminar explored the theme of 2019 International Day of Monuments and Sites, rural landscapes, under two aspects: a study about the nature/culture relationship - how it evolved through the WH system and how revisiting this relationship may promote a comprehensive approach for heritage at local level, and the national legislative system for the protection of cultural landscapes, its outcomes and issues for the future. // In view of works expected to bury the current metropolitan expressway, cultural values of bridges built in the recovery from the Great Kanto Earthquake are reconsidered initiating debate on their contribution to urban landscape, in an attempt to positively alter current plans for dismantling them. // At Miyakonojo Citizen’s Hall, international alert and mediation could not prevent demolition; sadly, dismantling has started after ICOMOS Japan joined in taking records and reporting.

Candidatures for our 2019 Awards close on 31st October: DO nominate shining initiatives!



まへのまさる 画

はじめに

岡田保良

日本イコモスでは、年4回の定例理事会に合わせ、その時々話題に応じて研究会を開催しています。去る6月の研究会では、筑波大学から吉田正人さん、文化庁から下間久美子さんをお迎えして Rural Landscapes をテーマに講演をいただきました。その主旨は本誌にご寄稿いただいております、両先生には改めてお礼申し上げます。このテーマはもともと4月18日のイコモス記念日に合わせて本部が各国イコモスに呼び掛けていたもので、いくつかの国がこれに呼応してイベントを開催しています。10月にモロッコの古都マラケシュで開催予定のイコモス年次総会に組み込まれている学術シンポジウムもそれに応じ、Rural and Landscape Heritage をメインテーマとしてプログラムが組まれました。Rural がどのような意味合いで語られるのか、注目しています。

一方、日本では「百舌鳥・古市古墳群」が世界遺産リストに登録されることになりました。立場上、その意義は何かと問われる機会がありますが、「王陵を含んで大小多様な墳墓がその時代の文化を語るという日本特有の古墳時代が世界に認知される大きなきっかけとなる」点と日本考古学の水準の高さを私は強調しています。Kofun が国際的な考古タームとして定着することも期待されます。もう一つ、注目したい点があります。イコモス本部が今後に向けて日本に要望した追加項目の中で、Basic Seibi Plans の完成を求めているのですが、元の推薦書では「整備」をそのまま seibi などと用いたことはなく、これは現地調査ミッションの担当者が、陵墓とは好対照をなす日本流の史跡古墳の整備を目の当たりにして問題提起をしたからでした。日本から考古遺跡を主役として全面的に世界遺産としたのは、この百舌鳥・古市がはじめてのことです。日本流の史跡整備がどこまで conservation の主旨にかなっているのか、seibi は別の意味で注目される国際語になりそうです。

来年は北海道・北東北の縄文遺跡群の推薦が確実になりました。その後につづけと期待を膨らませている飛鳥・藤原の場合もやはり史跡のシリアルになりそうです。復原や再現、あるいは公園化といった整備の手法とその理念は、後世に伝えるべき landscape の要素として、また世界遺産であるならその OUV に、いかように貢献できるのか、これから避けては通れない観点となることでしょう。

最後に訃報です。先々代のイコモス会長 M. ペツェット翁が永眠されました。長くご親交のあった前田先生には本誌上でご追悼いただきました。合掌。

2019年度 第3回 理事会(拡大理事会) 報告

2019 年度 3 回理事会（拡大理事会）が去る 2019 年 6 月 22 日（土）13 時から 15 時 30 分まで、岩波書店一ツ橋ビル地下 1 階会議室で開催された。出席者は、代表理事：岡田保良、副委員長：苅谷勇雅、花里利一、増井正哉、理事：内藤秋枝、ユミイザベル、岡村勝行、大窪健之、田原幸夫、土本俊和、友田正彦、益田兼房、溝口孝司、山名善之、理事・事務局長：矢野和之、顧問：西村幸夫、監事：赤坂信、崎谷康文、ISC 代表：稲葉信子、大野渉、豊川斎赫、小委員会主査：伊東孝、三宅理一、岩崎好規、幹事：マルティネス アレハンドロ、狩野朋子、舘崎麻衣子、藤岡麻理子、森朋子、山田大樹、事務局：常木麻衣の 30 名である。理事会（拡大理事会）で討議された審議事項、協議事項、報告事項などは以下の通りである。

決議事項

1. 入会承認の件

事務局から 12 名の入会申し込みがあり、書類回覧の後、全員の入会が承認された。新入会員は以下の通り。

個人会員 12名

氏 名	所 属	専門分野	推薦者
浅野 聡 (あさの さとし)	三重大大学	都市計画	花里利一・西村幸夫
井川 博文 (いかわ ひろふみ)	文化庁	近現代建築物の保存修理	下間久美子・北河大次郎
小野 吉彦 (おの よしひこ)	小野吉彦建築写真事務所	建築写真撮影	益田兼房・矢野和之
河村 英和 (かわむら えわ)	跡見学園女子大学	建築史、都市史	種田 明・鶴田雅昭
川本 悠紀子 (かわもと ゆきこ)	名古屋大学・高等研究院	古代ローマ史	矢野和之・マロウ・アレハンドロ
後藤 玉樹 (ごとう たまき)	（財）文化財保存計画協会	文化財建造物修理	矢野和之・木下寿之
駒木 定正 (こまき だまさ)	北海道職業能力開発大学校	近代建築史	花里利一・西村幸夫
中井 祐 (なかい ゆう)	東京大学大学院	土木工学	矢野和之・西村祐人
林 俊雄 (はやし としお)	（公財）東洋文庫	中央ユーラシア史、考古学	岡田保良・小口和美
藤崎 一郎 (ふじさき いちろう)	中曽根平和研究所	外交、国際関係	佐藤 地・河野俊行

森屋 直樹 (もりや なおき)	NPO法人文化遺産 の世界	考古学	矢野和之・ 瀧本めぐみ
湯本 桂 (ゆもと かつら)	（財）文化財保存計画 協会	近代建築史、文化財 保存	矢野和之・ 豊川斎赫

日本イコモス国内委員会 会員数（今回の入退会者を含む）

個人会員 469+12=481名

団体会員 3団体

維持会員 17団体

学生会員 2-1=1名

2. 小委員会幹事承認の件

岡田代表理事から、小委員会幹事の提案があり、承認された。小委員会は、ISC の国内組織としての NSC との関係を検討する必要性があり、引き続き、拡大理事会の協議事項として検討することとした。

3. 執行部会設置の件

岡田代表理事から、運営の迅速化をはかるため、代表理事、副委員長 3 名及び事務局長からなる執行部会を設置する提案があり、原案の通り承認された。併せて、執行部会の決定事項は、逐次、理事会（拡大理事会）で報告することを確認した。

4. 立山砂防 20 世紀遺産シンポジウム共催依頼の件

矢野事務局長から、標記シンポジウムの共催依頼について説明があり、内容確認の上、承認された。



理事会の様子

協議事項

1. NSC の立ち上げの件

岡田代表理事から、ISC の国内組織としての NSC の立ち上げについて説明があり、ISC と NSC の関係、既設の小委員会との関連付けについて検討が必要であり、それぞれの ISC、小委員会の事情を考慮しながら進めていくこととした。小委員会、NSC 内でコアメンバー（主査 1 名、副査 2 名まで、幹事 1 名）を選出し、締切り 7 月末までに事務局までメールで報告することとした。

2. 文化庁と日本イコモス国内委員会との間で情報交換・意見交換を行い、情報の共有を図り、必要に応じ、相互に協力することができるような仕組みづくりの件

崎谷理事から、標記の仕組みづくりの必要性について提案があり、意見交換を行った。今後、文化庁への要望書提出の機会などを通じて、どのような仕組みがいいのか検討していくこととした。

3. 常盤橋に関する要望書の件

岡田代表理事から、日本橋首都高地下化工事に伴う常盤橋架替に関する対応について説明があった。さらに、第 12（技術遺産）小委員会伊東主査から、事態の緊急度、都市計画審議会の動き、関連学会の対応などについて補足説明があり、この件について執行部会において要望書を作成し、関係各所に提出することとした。

4. 都城市民会館に関する申入書たたき台の件

鹿児島大学・鯉坂徹氏から現況について、6 月末から解体がはじまること等の説明あった。第 14 小委員会（20 世紀建築）豊川幹事から、差し止め請求の経過と、要望書

案（文化庁長官宛）の説明があった。これにもとづいて、要望書の内容、提出先等について意見交換を行い、執行部会と第 14 小委員会で文面を修正の上、文化庁長官に提出すること、その他のおくり先は今後検討し理事会で報告することとした。

報告事項

1. ICOMOS Japan information 11 期 1 号発行の件

インフォメーション誌 11 期 1 号（全 24 頁）が 2019 年 6 月 19 日付けで発行されたことが、増井広報委員長から報告があった。本号は全 24 頁、（一社）日本イコモス国内委員会が発行する最初のインフォメーション誌で、表紙デザイン・色・ロゴなどが一新された。

2. 今後の理事会（拡大理事会）日程の件

岡田代表理事から、今後の理事会等の日程について、以下の通り説明があった。

第 4 回理事会（拡大理事会）

2019 年 9 月 14 日（土） 13:00～ 岩波書店一ツ橋ビル

第 5 回理事会（拡大理事会）

※2019 年 12 月 14 日（土）～15 日（日） 併せて奈良県との意見交換会を開催、1 日目：奈良 2 日目：飛鳥、藤原

※2020 年 2 月 22 日（土） 13:00～ 理事会（拡大理事会） 岩波書店一ツ橋ビル

2020 年度社員総会・イコモス賞授賞式等

2020 年 3 月 14 日（土） 社員総会 東京文化財研究所

（※印は、変更事項）

3. 2019 年度日本イコモス賞及び日本イコモス 奨励賞候補の募集の件

標記の募集について、荻谷選考委員長から、2019 年 10 月 31 日を締め切りとすること、応募広報の文案、応募・推薦書案について報告があった。

4. イコモス本部ワーキングへの参加者推薦の 件

岡田代表理事から、標記の件について説明があり、以下の通り推薦することとした。

- ① SDGs 岡橋純子氏
- ② HIA 西 和彦氏
- ③ Right Based Approaches (OCDI-RBA) 内藤秋枝ユミイザベル氏

5. 2019 年度本部総会の件

岡田代表理事から、本部総会の日程・開催場所について、以下の通り報告があった。参加する際は、必ず事務局まで連絡すること。

日時：2019 年 10 月 12 ～ 18 日

場所：マラケシュ、モロッコ

参考：本部総会サイト：<http://icomosmaroc.org/>

参加登録締切り：2019 年 8 月 15 日（木）

※ 7 月 31 日まで早期登録割引料金適用あり

6. 野崎島モニタリングへのご意見の件

矢野事務局長から、日本イコモスに寄せられた標記モニタリングの要請について報告があり、対応を検討した。

7. ISC 報告の件

① ICORP：益田理事から、ノートルダム寺院火災とその後の状況について、修理工事上の防災であること、修理工用材料の供給問題と真正性の問題が議論されていること等の報告があった。

② ICOFORT：三宅理事から、9 月に瀋陽で会議が開催

されること等の報告があった。

③ ISCEAH：岡田代表理事から、最近の活動について、イコモスニュースレターで発信する意向であるとの報告があった。

8. 小委員会報告の件

①第 16 小委員会（コンサベーションアーキテクト）矢野主査から、6 月 13 日に行われた会議の報告があった。

②第 17 小委員会：岩崎主査から、南禅寺水路閣の問題について現状報告とモニタリングの必要について説明があり、シンポジウムの提案があった。

9. 日本イコモスパートナーシップ事業の件

館崎幹事から小学館神保町アカデミーとの協力企画について検討中であることが報告された。

現在 ICOMOS カードが有効なパートナーシップ施設は以下の通り。

- ①岩手県：毛越寺、中尊寺 ②群馬県：富岡製糸場 ③東京都：国立西洋美術館 ④富山県：相倉民俗館 1 号館・2 号館、五箇山塩硝の家、五箇山民俗館 ⑤福井県：中山寺 ⑥長野県：茅野市尖石縄文考古館、松本城 ⑦岐阜県：和田家 ⑧愛知県：犬山城 ⑨滋賀県：彦根城、彦根城博物館 ⑩京都府：二条城、仁和寺、舞鶴市立赤れんが博物館、舞鶴引揚記念館 ⑪大阪府：堺市博物館 ⑫兵庫県：姫路城 ⑬奈良県：薬師寺 ⑭島根県：石見銀山資料館、石見銀山世界遺産センター、国指定重要文化財熊谷家住宅、武家屋敷旧河島家 ⑮広島県：厳島神社、太田家住宅 ⑯山口県：錦帯橋

10. 後援依頼承諾の件

矢野事務局長から、前回理事会以降に以下の後援依頼があったことの説明があり、承諾した。

- ・ 広瀬鎌二建築展 SH+（第 2 ～ 5 回）

日時：2019 年 11 月 16 日～

主催：広瀬鎌二アーカイブズ研究会

11. 会費納入状況の件

会費納入状況について矢野事務局長から、以下の通り、報告があった。

- 2018 年度分は 453 名が納入済み。未納 16 名。
- 滞納者数 2017 年～ 13 名 2016 年～ 7 名 2015 年～ 4 名 2014 年～ 1 名／ 469 名

12. 退会の件

矢野事務局長から、2019 年 3 月末をもって、中山一郎 学生会員が退会したことの報告があった。

13. その他の件

次の 2 件について報告があった。

- 1) 筑波大学の学生がイコモス本部に 6 ヶ月のインターンシップに参加する件。
- 2) DOCOMOMO の総会が来年 9 月に開催される。論文締め切りは 8 月 30 日。

以上

(記録：増井正哉)



まえのまさる 画

ミハエル・アルベルト・ペチェット（元イコモス会長）の逝去を悼む

前田耕作

久しぶりにアーヘン大学のゲオルギオス・ツベキスから1通のメールが送られてきた。一昨年、奈良で開催されたシリアの遺跡保存をめぐる国際シンポジウムで顔を合わせて以来のことである。短い告文で、つぎのように記されていた。「悲しいかな、私たちの長年の友ミハエル・ペチェット氏が2019年5月26日、逝去されました。享年86歳でした。」

2003年パリで出会って以来ほぼ毎年バーミヤン専門家会議で出会い、議論を交わしてきた友の死はことのほか悲しい。ペチェット氏は1933年4月12日にミュンヘンで生まれ、つねにババリアの文化を誇りに抱いた愛郷者であった。私は1933年2月1日の生まれだったので、退くときは共にね、というのが合い言葉であった。第二次世界大戦の悲劇を味わい、空爆によるすさまじい廃墟を目の当たりにした世代で、復興の是非について否応なく向き合わなければならなかった経験を共有していた。ことあるごとにヴェネツィア憲章に引き照らし、とどまることなく語りつづけるペチェット氏をいまは懐かしく想い出す。

最後に逢ったのは、2017年にイタリアのオリヴィエトで開催された専門家会議で、バーミヤンの東大仏の失われた両足の復元作業をめぐる激論の席においてであった。私たちは〈仏足〉についての深い考察と復元のための技術について十分な合意が得られないままに作業を開始したドイツ隊の事業の進め方をきびしく批判した。私たちは対案として東大仏を議論の多い原位置での復元ではなく、新たに別個の展示像としてバッファゾーンの外縁に設置する試案を模型とともに提示した。ペチェット氏はつぶやきながら興味深く眺めていたが意見をいわなかった。2017年、ユネスコと東京藝術大学が共催した〈バーミヤン大仏再建〉をめぐる国際シンポジウムにペチェット氏の姿はなかった。すでに病床にあったという。しかし大事はない、ということであった。ミュンヘン工科大学エムリング教授に私からのメッセージを託し、再会を願ったが叶うことはなかった。

パリ会議の後、最初の専門家会議はミュンヘンで開催されたが、その折、博物館の見学があり、陳列品のひとつ

ひとつを解説するペチェット氏の姿を忘れることはできない。美術に通暁する学者の姿がそこにあった。1952年から1958年までの6年間、彼はミュンヘンとパリで美術史を学んでいる。1961年に提出した博士論文は『ジャック・ジェルマン・スフロのサン・ジュヌヴィエーヴ修道院と18世紀のフランス教会建築』であった。奈良薬師寺の東塔や東大寺の大仏殿をじっと眺めるペチェット氏の脳裏に去来したものはなんであったのだろうか。1994年、真正性（オーセンティシティ）をめぐる奈良会議で、木造建築物について画期的な奈良ドキュメントを生み出したのも、キー・スピーカーを務めた彼の貢献が大きかったことも記しておきたい。

1988年から2008年までドイツ・イコモスの会長を務め、1999年から2012年まで国際イコモスの会長を務めた偉大な知性であり、ヴェネツィア憲章の守護者で世界遺産の保護・修復をめぐる哲学の構築者であったミハエル・ペチェット氏の予期せぬ旅立ちを悲しまないではいられない。いつの日か、バイエルンの風に吹かれながらミュンヘンで傾けあったビールの大盃をまた交わし合い、あの果てしないアナスティローシスの論議の続きを聴かせてほしい。



2006年アーヘンでのBWG ペチェット氏

第43回世界遺産委員会

◆第43回世界遺産委員会の概要

西 和彦

はじめに

去る2019年6月30日から7月10日にかけての11日間、43回目となる世界遺産委員会がアゼルバイジャンのパクーにて開催された。

今回委員会では、我が国の「百舌鳥・古市古墳群－古代日本の墳墓群－」の登録が決定されたほか、新規案件として29件の資産が新たに登録された。

今回は、あくまで比較の問題ではあるが、どちらかというと静かで落ち着いた委員会であったというのが筆者の印象である。それでも不記載勧告の資産が記載決議とされるなど、世界遺産の「困難さ」が解消されたわけではない。今回委員会の注目すべき点については別稿をご参照いただくとして、ここでは委員会全体の概要について報告したい。なお、会議資料等については、世界遺産センターのWEBサイト (<https://whc.unesco.org/en/sessions/43com/>) に掲載されている。余談だが、既に最終決議も確定版が公開されており、かつての世界遺産委員会のように会議場ですら資料が十分行き渡らず、対象が明確でないなか議論を続けていた状況からすると隔世の感がある。全てのセッションがWEB経由でストリーミングされ、そのアーカイブも参照可能であるなど、議論の中身はともかくとして、その公開という点では世界遺産委員会は優等生といってもよいのではないと思う。

1. 参加国等

今回委員会の委員国は、アンゴラ、オーストラリア、アゼルバイジャン、バーレーン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルキナファソ、中国、キューバ、グアテマラ、ハンガリー、インドネシア、クウェート、キルギスタン、ノルウェー、セントクリストファー・ネイビス、スペイン、チュニジア、ウガンダ、タンザニア、ジンバブエの21カ国である。

議長はホスト国であるアゼルバイジャンのカラーエフ大臣 (H.E. Mr Abulfas Garayev) が務め、オーストラリ

アのテイラー氏 (Ms Mahani Taylor) が書記を、副議長国はブラジル、ブルキナファソ、インドネシア、ノルウェー、チュニジアが担っている。その他、ICOMOS他の各助言機関、委員国以外のオブザーバ国、NGO等の個人オブザーバが多数参加しており、会場を見渡しただけでも1,000人規模の参加者が会場を埋めていることが伺われた。



会議風景 (© Ministry of Culture of the Republic of Azerbaijan / 撮影:M. Ragimov)

2. 世界遺産一覧表への新規登録

今回委員会では、34件の遺産の記載について実際に審議が行われ (拡張を含み、取り下げを含まない)、前述のように29件が新たに世界遺産一覧表に登録された。その内訳は、文化遺産24件 (文化的景観7件を含む)、自然遺産4件、複合遺産1件 (拡張) である。この結果、登録件数は全体として1,121件 (文化遺産869件、自然遺産213件、複合遺産39件) となった。審議の過程で比較的「荒れた」印象が少なかったのは前述の通りだが、その主たる要因はそもそも助言機関からの勧告が「記載」である資産が多かったこと (22件) にあり、さらに言うならば、委員国の間にある種の諦めが見られたためではないかと思う。これまで、新規登録や危機遺産への登録において重要な局面では、秘密投票を含む賛否の数の確認がなされることがしばしばあったが、今年は秘密投票はおろか明示的に票数の確認が行われることすらなかった。これは、現在の委員国の傾向からして、仮に投票になったとしてもその資産を有する国の意向に反する形での結果を貫くことができないのは明らかであり、そのような票読み自体が意味をなさなくなっていることによるものと思われる。

議題8「Nomination process」に関する会議資料では、

助言機関の勧告が尊重されていない現状が確認され、特にここ10年ほどの、記載勧告以外の場合における委員会決議の「deviation（逸脱）」、すなわち勧告通りでない決議の率が提示されている。

勧告と相違する決議の割合（会議資料「WHC/19/43.COM/8」より抜粋）

2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
81%	91%	90%	72%	89%	71%	86%	87%	87%

このような表が資料として提示されること自体に世界遺産センターの強い問題意識が現れており、委員会全体としても何らかの改革が必要であるとの認識は共有されていると思うが、具体的な議論はこれからであり、世界遺産の制度としての信頼性が保てるかどうかは蓋を開けてみなければわからないというのが実感である。さらに付け加えるならば、今回不記載勧告を受けて取り下げを行なった8件の推薦国に対して称賛の声が少なくなかったことも、現在の委員会での議論の状況が健全とはいえない状況であることを裏書きしていると言えよう。

ちなみに、不記載勧告で唯一取り下げられなかったのが開催国アゼルバイジャンの「シャキの歴史的街区とハーンの宮殿」であり、昨年に引き続いて不記載勧告から記載という結果を残してしまった。一昨年の世界遺産委員会では不記載勧告であったものが情報照会決議とされており、ICOMOSとしては価値に関する必要な情報が得られない以上前回と同じ勧告を行わざるを得ないという立場であった。資産の価値の内容にかかる議論は別として、過去に不記載勧告から情報照会決議となった時点で今回の結果が予測可能であったわけで、情報照会のメカニズムを含め、新規登録のプロセスについての再検討が必要との議論につながっている。

3. 保存状況審査と「危機に瀕した世界遺産」リストへの登録

今回の委員会では、新たに自然遺産1件「カリフォルニア湾の島々と保護地域群」（メキシコ）が危機遺産に登録された。また、文化遺産2件「ハンバーストーンとサンタ・ラウラ硝石工場群」（チリ）及び「イエス生誕の地：ベツレヘムの聖誕教会と巡礼路」（パレスチナ）が危機遺産からの脱却を果たしている。

決議原案の段階では、危機遺産入りとされていた案件は5件であり、我が国に馴染みの深い「カトマンズの谷」（ネパール）を含め4件が委員会での議論の結果、危機遺産とされなかった。ここ数年の傾向に変わらず、これらのほか複数の資産で「危機遺産登録を視野に入れて」との決議文が原案として示されたが、ほとんどが削除されている。議論の過程では、「危機遺産入りは罰と受け止められるべきではない」という発言が繰り返される一方で、「罰と受け止められるのが現実である」との指摘もあったが、このような不毛な議論を毎年続けていても意味はなく、もはや制度設計を改める以外にはないと思う。

4. その他の審議事項

これまで述べたように、世界遺産全体、特に推薦プロセスの改善の必要性への認識は高まっているものの、こうした議論は始まったばかりである。また、「Site of Memory」に関する議論も今回委員会では行われていない。さらに、作業指針については広範な修正が行われたものの、原住民の権利等への言及など、具体的な手続き以外の文言の修正がほとんどであった。ただし、緩衝地帯の外側を含意する「wider setting」という言葉が初めて作業指針に盛り込まれたこと、また新規登録に関する会議文書などでも若干見られるようになってきたことは、世界遺産の保全に当たって遺産影響評価を求められるケースが増加していることも併せて考えると、保全のあり方に実質的な変更が（しかも見えない形で）加えられることになるかもしれず、留意が必要である。

なお、次回委員会は福州（中国）で開催予定であり、中国ユネスコ国内委員会議長のMr. Tian Xuejun氏が次期世界遺産委員会議長として選出された。この他書記にはMs. Miray Hasaltun Wosinski氏（バーレーン）、副議長国としてはハンガリー、ブラジル、ウガンダ、バーレーンが選出された。ただし、残りの1カ国については調整がつかず、今年開催予定の締約国総会までの間、引き続きブラジルが務めることとされている。

◆第43回世界遺産委員会での議論から所感

稲葉信子

今年の世界遺産委員会で筆者の注目を引いた審議について、考えるところを書かせていただこうと思う。政府間委員会であるから、背後にはいろいろな事情があるのだと思うし、表に出てこない情報もあるだろう。ここで書くことはそうした関係者の言い分には関係なく、本会議に現れた事象のみ、条約が現在抱えている問題を端的に表していると考えて取り上げるものである。

まず一つは、中国の自然遺産「黄海沿岸－渤海湾の渡り鳥保護区（フェーズ1）」の審査である。中国は16地区のシリアルから2地区をまず先に登録すべく申請した。これに対してIUCNは、全体の詳細が分からなければ、完全性の観点から範囲が適切かどうかなど審査できないとして、審議延期を勧告した。確実な保全を重視するIUCNとしては自然な評価である。これをひっくり返そうと、いつものように推薦国に頼まれた委員国が応援演説をするのかと思っていたところ、次から次へと声を上げたのは鳥類保護のNGO関係者であった。この声に押されて保護区は申請通り登録された。先にも書いたように背後の事情は知らない。第一フェーズでも急いで登録すべきだと発言したNGOについても情報は持っていない。しかし筆者がここで注目するのは、世界遺産リストを何のためと考えるのかについて興味深い事例を提供することになった、という点である。世界遺産を Outstanding Universal Value (OUV) を持つ遺産に限定し、保全のベストモデルとするため価値と保全の両面から厳格に審査する。それが整ったもののみ世界遺産になる。これが現在の方針である。それはそれで重要なことである。しかしものごとは時間がたてば予想を超えて複雑になっていく。膨れ上がる推薦書作成のための作業が、本来考えるべき目的や地域のシステムから切り離されて非現実化していくのはいかなるものかとも、筆者は考えてきた。ユネスコが最初に作成した条約案文は、OUVではなくて単にInterestであった。登録の時点でできあがっているベストモデルか、それとも国際社会の要求を可能な限りすくい上げるものか。どちらの方向に進めていくのがいいのだろうか。あるいは第3の制度か。なお世界遺産の審査には緊急登録というものがあるが、危機遺産リストにそのまま登録されることにもなる

ところから例外的な場合に限られている。

もう一つは、もう何年も続けてきている審査方法に関する審議のうちで出てきた議論である。委員会本会議での助言機関と推薦国との醜い戦いを避けるべく（どちらが正しいかではない）、勧告が出る前の相互の対話の重要性と、二段階審査（事前審査と本審査）を検討することの有効性は承認されて、今はその具体的な方法の検討に入っている。今回私が注目したのは、ノルウェー政府が出してきた条約のCode of Conduct／倫理規範（非公式文書）と、これに対する委員国（チュニジア他）の意見である。ノルウェー提案は、委員国任期中は推薦案件を出さない、ロビイングをしない、客観的、学術的に判断すべしなど、主として委員国及び締約国政府の行動について自制を促すものであった。国際NGOオブザーバーに支えられた西側かつ北側先進国のいつもの発言であるが、これに対してはいつも締約国の主権を前提とする条約の制度上の観点からその他の国から反論が出てくる。今回も同様であったが、しかしチュニジア代表は論理的に明快に国際条約上の政府間委員会のあり様についての見解を展開した。問題点を明快に提示して、それが潔かった。世界遺産委員会はあくまでも政府間委員会であり、最終決定権を握っている。その政府間委員会が何をどのように判断するのか、できるのか。それは時代の状況に応じて変化していく。聞いていて、国際捕鯨委員会における日本の立場を思い出した。

世界遺産リスト、危機遺産リスト双方とも運用が始まって40年。遺産を締約国ごとに、特に文化ごとに比較することの困難、また締約国に主権がある条件のなかで何ができるかについて、制定時の関係者は十分に理解していたはずである。だから最初の条約案文は、今でいう危機リストだけだった。そしてそれはともかくも、本リストと危機リストの二重構造を抱えた今はどうすべきか、それは今の状況のもとで我々が考えることである。どうすべきだと皆さんは考えられるだろうか。

（筑波大学世界遺産専攻教授・イクロム事務局長特別アドバイザー）

Rural Landscapes(地方の遺産)に関する日本イ コモス国内委員会研究会

2019年6月22日、第3回理事会(拡大理事会)終了後、同じ会場でRural Landscapes(地方の遺産)に関する研究会が開催された。この研究会は、2019年International Day for Monuments and Sites(国際記念物の日)への協力として、日本のRural Heritageの現状と課題を共有し検討することを目的に開催されたものである。講師を筑波大学・吉田正人氏、文化庁・下間久美子氏のお二人にお願いし、それぞれユネスコの世界自然遺産と日本の文化的景観について、その現状と課題について報告いただいた。

◆自然保護から考える地域遺産の意義とその継承～遺産 保護における自然と文化の相互関係を考える

吉田正人

1972年に採択された世界遺産条約は、自然と文化を一つの条約で守ることが本来の趣旨であった。しかし、自然遺産と文化遺産は現在も、別々の基準に基づいて、別々のプロセスによって評価されている。これに疑問を投げかけたのが、2013年に登録延期となり、2018年に世界遺産リストに記載されたカナダ先住民の土地ピマチョイン・アキである。2013年の世界遺産委員会では、自然遺産としても文化遺産としても登録基準に合致しないという評



文化遺産として登録されたが自然美としての価値も有する富士山

価であったが、先住民のアニシナーベ族からは、自然と文化を切り分けて別々に評価するのではなく、自然を壊さず持続的に生活してきた先住民の土地であることを評価すべきであるという意見が出た。これを受けて世界遺産委員会は、ピマチョイン・アキを登録延期とするとともに、ユネスコ世界遺産センター、諮問機関(ICOMOS, IUCN, ICCROM)に対して、ピマチョイン・アキにおける自然と文化の相互関係の評価とそれを世界遺産条約に反映させるための研究を求める決議が採択された。これを受けて、ICOMOSとIUCNはConnecting Practiceという自然と文化の関係に関する評価プロセスの研究、ICCROMとIUCNはLeadership Programという自然と文化の関係性に関する人材育成プログラムを開始した。

そもそも世界遺産条約は、ユネスコとICOMOSが起草した普遍的価値を有する記念物、建造物群、遺跡の保護に関する条約案と、米国とIUCNが起草した世界遺産トラスト案の一つにまとめたものであり、そのため、文化遺産と自然遺産は別々の条項に定義され、自然と人間との相互関係について言及しているのは、文化遺産の3つめのSiteの定義の中にしか見あたらない。作業指針においては、1977年に採択された自然遺産の登録基準には自然と人間との相互関係に関するものが盛り込まれていたが、1992年に改訂された登録基準では、自然と人間との相互関係は文化的景観の中で評価することとなり、自然遺産の登録基準からは削除された。

このような世界遺産条約における、自然と文化の分断を解決するためには、どのようにすべきであろうか。一つは自然と文化の関係が評価の対象となる候補地の場合は、ICOMOSとIUCNが共同で評価にあたるという方法



自然遺産として登録されたが岳参りなど地域の信仰の対象でもある屋久島

が考えられる。登録基準 v（伝統的居住・土地利用）、vi（伝統・信仰との関連）、vii（自然美）などは、自然と文化の関係に基づく評価が求められる。もう一つは、文化的価値を有する自然遺産、自然的価値を有する文化遺産の国内における管理に、自然と文化の関係という視点を盛り込むことである。屋久島、白神山地、知床など文化的価値を有する自然遺産、富士山、紀伊山地など自然的価値を有する文化遺産の管理計画に、自然と文化の関係をいかに維持するかという観点を盛り込むことが求められる。

2020 年に世界遺産登録が期待される奄美・徳之島・沖縄島北部及び西表島の場合、登録基準 x（生物多様性）のみならず、台風の通り道に発達した集落の景観や、ソテツや藍染などの植物の利用方法、種取祭・節祭などの祭りなど、有形無形の自然と文化の関係性を無視することはできない。奄美大島の考古学者の故中山清美さんがこのような地域遺産にシマ遺産という名前をつけている。世界遺産の顕著な普遍的価値のみにとらわれることなく、地域遺産が持つ自然と文化の複合的価値を地域の人々が大切にし、それを継承してゆくことが重要である。

（筑波大学世界遺産専攻教授）

◆文化的景観制度の現状と課題について

下間久美子

文化財保護法に基づく文化的景観の保護制度（以下、「制度」という）は、平成 16 年に制定され、本年で 15 年となる。この間、64 件の重要文化的景観が選定された（研究会時点）。うち、農林水産業に関わるものは 8 割を超え、この制度が rural heritage と大きな関わりを持つ実態を示している。

文化庁では平成 12～15 年度に「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」を、制度制定後、平成 17～19 年度には「採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」を実施している。重要文化的景観選定基準には、平成 16 年当時から採掘や製造、流通や往来、居住に関する景観地が含まれているが、この領域に関しては制度運用のための調査研究が制度制定後に行われた。

農山漁村の集落と、鉱業や商業等で栄えた市街地の大きな違いは人口規模と密度である。この大小は都市イン

フラや建築・工作物の量、不動産の所有・占有関係、開発欲求等の状況に差異を生み出す。このため、平成 20 年度からは、重要文化的景観の選定申出にあたり、保存計画に文化的景観における重要な構成要素（以下、「重要な構成要素」）を特定し、滅失・き損や現状変更・保存に影響を及ぼす行為の届出対象を明確化することとされた。

これにより、重要文化的景観に関しては、次のような制度上の特徴が明確化した。

- A) 景観法その他の法律に基づく条例で文化的景観の保存のために必要な規制を定める。
- B) 文化財保護法に基づいては、重要な構成要素を届出対象とし、文化財としての価値を消失させたり、大きな影響を及ぼす状態にないことを確認する。

上記に関連し、重要文化的景観の継承に望ましい開発行為の誘導を難しくしているものとして、次のような課題が見られる。

【A）関連】選定申出準備において、関係する法律及びこれに基づく条例や計画に関する総合的な把握が十分ではなく、組織内調整が不足することによって、関係部課が重要文化的景観の範囲や保存計画を十分に把握・理解していない等の状況が見られる。

【B）関連】事業者が重要文化的景観の範囲や保存計画を知らず、かつ、これらの情報のアクセシビリティも十分ではなく、重要な構成要素の現状変更等に係る事前連絡が的確なタイミングで文化的景観担当課に入らない場合がある。また、文化庁長官への届出を要する現状変更等についてのみ保存計画を順守すれば良い、或いは、届出制は許可制と異なるのでどのような計画内容であっても届出れば良いという誤解が見られる。

文化的景観の制度の運用において、「調整」と「普及啓発」は極めて重要である。調整の課題は、体制の構築と強化にもあるが、重要文化的景観の本質的な価値から当地に適した「良い変化」のあり方を十分に引き出していない点にもある。そのため、文化財としての価値を説いても、個々人がどのように協力をしたら良いかわからない状況が、制度を分かりにくいものとしているように窺える。

普及啓発の課題は、制度の活用によってその地域にどのような社会的、経済的利点をもたらそうとしているのかが十分に共有されておらず、関係者の積極的な協力を



研究会の様子

得にくい状況となっていることだと感じている。保存計画に活用に係る事項をあまり掲げていない状況が、規制の制度という誤解を与え、住民等に自分とは縁遠い取り組みだと感じさせてはいないだろうか。また、選定後に積極的な整備事業を展開しないまま、文化的景観に係る住民の意識や理解が薄らいではいないだろうか。そのような状態があるのだとしたら、勿体ない限りである。

平成30年の文化財保護法改正を受けて、平成31年3月に文化的景観に係る省令も改正され、保存計画が「保存活用計画」とされた。何のための制度なのか。その社会的意義をわかりやすく計画に掲げ、理解と協力の枠組みが広がっていくことを期待したい。

(文化庁文化財第二課 主任文化財調査官)

ご案内

筑波大学世界遺産専攻は、世界遺産条約における自然と文化の関係に関する国際シンポジウムを開催します。ぜひご参加ください。

日時：10月4日（金）午前10時から午後4時

場所：つくば国際会議場ホール300（参加無料、同時通訳有）

出演：Kristal Buckley (ICOMOS)、Tim Badman (IUCN)、Gamini Wijesuriya (元 ICCROM)、岡野隆宏（環境省）、下間久美子（文化庁）ほか

URL: <http://www.conservation.tsukuba.ac.jp/UNESCO-Chair>

百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録

三好 玄

2019年7月6日、アゼルバイジャンで開催されたユネスコ世界遺産委員会において日本政府より推薦されていた百舌鳥・古市古墳群（以下、本資産と呼ぶ）が世界遺産に登録されました。古墳時代の文化の類まれな物証であり、社会階層を明瞭に表現した日本列島の墳墓の顕著な事例であるという評価により、登録基準(iii)(iv)の適用が認められたものです。

本資産は、古墳時代の最盛期（4世紀後半から5世紀後半）に築造された、古代日本列島の王たちの墓群です。当時の政治文化の中心地のひとつであり、大陸に向かう航路の出発点であった大阪平野に位置しています。構成資産は、45件49基の古墳からなっています。墳丘長は500m近くに及ぶものから20mの小規模のものまで多岐にわたり、その規模や墳形の多様さは日本列島の数ある古墳群の中でも傑出した存在です。また、世界各地の多くの墳墓の墳丘が棺や室に盛土・積石しただけのものであるのに対して、古墳の墳丘は葬送儀礼の舞台として幾何学的なデザインを施し、埴輪などの土製品で飾り立てた建築的な傑作でした。

構成資産の保存管理は、文化財保護法に基づく史跡と宮内庁が管理する陵墓という、2つの制度によって進められています。また両エリアは市街化が進展した地域に所在しますが、周辺環境を資産と調和したものとするため、都市計画等の手法により、建築物の高さや形態・意匠、屋外広告物に対する制限を柱とする緩衝地帯が設定されています。さらに世界遺産登録後は、資産への来訪者の増加が見込まれますが、周辺は住宅地が主体であることから住民生活とのバランスに特に留意していく必要があります。このような多岐にわたる保存管理の取り組みを一体的に進めていくため、2018年、宮内庁を含む資産所有者が連絡調整及び協議を行う場として、「百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産協議会」が設置されました。

10年以上にわたる取り組みがみのり、世界遺産委員会において多くの委員国代表から祝福を得ることができた本資産ですが、保存管理に関する検討課題はまだ多く残さ

れています。たとえば開発圧力への対処のためのHIAの実施、あるいは古墳の整備工事で真実性の保全のバランス、資産の価値をよりわかりやすく伝えるための手法など。今後、イコモス会員をはじめとする国内外のエキスパートとの意見交換を重ね、より良い資産管理のあり方を模索し、実行していきます。

（百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局）

日本遺跡学会 史蹟名勝天然記念物保存法100年記念シンポジウム「国土をめぐる記憶の継承」について

坂井秀弥

今から100年前の1919年（大正8）、「史蹟名勝天然記念物保存法」が施行されました。この法律は土地と結びついた文化財である「記念物」を保護することを目的とするもので、戦後、文化財保護法に継承され今日にいたります。記念物の内容はじつに複雑・多岐にわたります。具体的には、三内丸山遺跡・平城宮跡などの遺跡（史跡）、富士山・後樂園などの名勝地（名勝）、カモシカ・コウノトリなどの動物、阿寒湖のマリモ・屋久島スギ原始林などの植物、根尾谷断層・秋芳洞などの地質鉱物（以上、天然記念物）の多様な種類があります。

明治時代後期、日本では近代化に伴い、土地の開拓や道路や鉄道の建設が大規模に進められるようになり、日本に固有の遺跡や自然、風景などが破壊されていくことに対する危惧が高まってきました。こうした背景のもと、制定された史蹟名勝天然記念物保存法は、日本において、土地に結びついた文化財を広く保全するためにつくられた最初の包括的な制度と言えます。そして、これに先行する1897年（明治30）年、建造物や美術工芸品（有形文化財）の保護のために制定された「古社寺保存法」（のちに「国宝保存法」に継承）とともに、戦前から文化財保護の根幹をなす制度として、日本の文化財保護史上、きわめて重要な意義を有しています。

日本遺跡学会ではこの100周年に当たり、記念物に対する保存・継承の歴史を振り返り、その意義と今後を

く議論する場として、下記のとおり「史蹟名勝天然記念物保存法100年記念シンポジウム—国土をめぐる記憶の継承」を今年度の大会として開催します。シンポジウムでは、長年文化庁で記念物行政に携わられた和田勝彦氏、戦前の文化財保護に詳しい高木博志氏の講演に続き、昨年の文化庁組織改編で消滅した記念物課で各分野を担当していた調査官が討論を行います。文化財保護法改正と文化庁組織再編など文化財保護行政が大きく変わろうとするいま、これまでの歩みを確認し今後を展望する機会にしたいと考えております。多くの方々のご参加をお待ちしております。

記

1) 日時：2019年11月16日（土）12時30分～17時

2) 会場：東京国立博物館（平成館大講堂）

3) 主催・後援

主催：日本遺跡学会

後援：国立文化財機構、日本イコモス国内委員会、日本考古学協会、日本文化財科学会、全国史跡整備市町村協議会、全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会、全国埋蔵文化財法人連絡協議会

協力：文化庁

4) プログラム

第1部 講演会

和田勝彦氏「遺跡保護制度の沿革と将来展望」（公益財団法人文化財虫歯害研究所常務理事、元文化庁文化財保護企画室長）

高木博志氏「史蹟名勝天然記念物保存法の時代—政治と文化財」（京都大学人文科学研究所教授）

第2部 パネルディスカッション

・パネリスト

桂 雄三氏（日本ジオパークネットワーク理事、元文化庁主任文化財調査官〈天然記念物部門〉）

増淵 徹氏（京都橘大学教授、元文化庁文化財調査官〈史跡部門〉）

坂井秀弥氏（奈良大学教授、元文化庁主任文化財調査官〈埋蔵文化財部門〉）

・コーディネーター

平澤 毅氏（文化庁主任文化財調査官〈名勝部門〉）

* 会員・非会員とも入場無料ですが、事前に参加申込を

受け付けております。参加を希望される方は日本遺跡学会事務局 (isekig@nabunken.go.jp) までご連絡下さい。

パリ・ノートルダム大聖堂の火災事故と復旧検討の動き

益田兼房

火災は、2019年4月15日に屋根修理工事中の足場辺りから出火した。原因は調査中で、作業員のタバコ、電気配線ショート等の説がある。煙感知器が作動したが火源特定ができず誤報と考え、30分後に火災拡大を発見した時は手遅れ状態となった。数台のクレーン消防車が、セヌ川からポンプ船で汲み上げて消火放水を続け、16日未明頃に鎮火した。この結果、創建時12世紀末のオリジナルな木造屋根トラス全体と、19世紀後期にヴィオール・ル・デュックが修復した尖塔が全焼崩壊した。尖塔落下等により、交差廊・身廊（交差廊から西2スパン目）・北翼廊の各ヴォールト天井の計3カ所に穴が開き、石材落下で空が見える状態となった。高熱で屋根鉛板が溶解落下し、今も鉛環境汚染とその除去が問題となっている。天井・壁の石材は長時間の高熱で劣化し、飛梁構造全体が危険な状況と見られ、慎重な調査が続いている。大量の消火水で地下室は水没し、収蔵品も損傷したと見られる。堂内の薔薇窓や多数の宗教的な彫刻・絵画・工芸品等も損傷劣化したが、重要なものは消防隊の決死の救出活動で難を逃れたものもある。後に、これら消防士達はパリ市長・大統領らの表彰を受けた。

火災後の復旧については国有財産でもあり、フランス政府・市民・学識経験者・議会・司教座などの、多様な意見が交錯した。まずマクロン大統領が2024年パリ・オリンピック前の修復完成方針を出し、首相は屋根再建方法に現代建築家の国際コンペ案募集を発言して、空中庭園・彫刻的尖塔・水泳プール等多数の奇抜な案が、世界中から提案された。この背景には、近代のフランスの大聖堂の木造屋根トラス火災事例では、鉄骨や鉄筋コンクリートで再建されてきた経緯と、再建に必要な大量の良質のオーク材確保や伝統木工技術への危惧もあるらしい。英国などからは木材提供案も出された。しかし、火災消火

活動を見守った多くの若者を含む市民は、パリの象徴といえるモニュメントの悲劇的火災に深い衝撃を受け、世論調査では54%が現状復旧を支持した。修復の寄付金申出は15日から始まり、大企業等含め11億ユーロ以上の額に達した。政府は寄付免税・修復事業組織等の修復特例法案を議会にかけ、上下両院を通過したが、5月28日に上院は現状復旧を付帯決議した。構造危険性を見極め火災後2ヶ月後の6月13日に、パリ司教座は少人数のミサを初めて行った。これらの経過を経て、6月16日に文化大臣は「文化遺産の価値を守るため時間的には急がない」と表明し、これが政府の当面の公式意見となっている。

ユネスコ、イコモス等の文化遺産保護組織の各首脳部は、最初のフランス政府マクロン政権の態度に、慎重に対応した。まずフィガロ紙が、世界中の学者1,188名署名の大統領宛声明を掲載し、急ぐな、修復は保存ルールに従い模範的にすべきと訴えた。4月30日には、イコモス河野会長とフランス・イコモス会長は連名で、会員宛に声明を出し、状況は複雑だがイコモスは一致した対応を行い、修復計画は冷静に組織的に検討すべき、仏当局の求めがあれば専門的協力の用意があり、会員の質問や提案は全てイコモス事務局で集約する、と表明した。5月21日には、ユネスコ世界遺産センター初代所長バンダリン氏が、世界遺産「セヌ川畔の文化遺産」の一部としてきちんと保存ルールに従った修復を、との総合的な見解を専門誌に寄稿し、この記事がユネスコ職員経由で世界中に広まった。マクロン政権と対立せず、緊密に連絡しつつも、表立たずに事態を沈静化する姿勢に徹したとみられる。

イコモスの文化遺産防災国際学術委員会 ICORP 等では、インターネットで活発な情報交換が行われた。火災事故当日から、文化遺産の修理工事中の防火防災対策・再建方法と真実性理念・修理用木材資源確保・構造補強・宗教施設など、メールで世界中の多くの専門家の意見が飛び交った。一段落した5月11日時点で、カトマンズ地震復旧中の ICORP 会員 Kai Weise（ネパールイコモス会長）が、大聖堂火災事故から発した普遍的課題として整理した主要論点は次の通り：1) ICORP として、修理工事中火災防止指針の作成と過去類似事故情報収集の作業グループを設立（29名、日本は大窪健之・益田）。

2) WOOD が中心となり各国の修理用資材確保や伝統技術等の政策の調査。3) 再建と真実性に関するイコモス国際会議開催。近年の「奈良+20」・POST TRAUMA RECOVERY & RECONSTRUCTION 議論等を踏まえ、2020 年シドニー大会も含め、憲章水準の合意文書採択に向けて十分な議論を重ねるべき。

なお、日本国内の反響も大きかったが、官邸の意向で文化遺産防災に関する省庁間枠を超えた検討が始まっているのが注目される。

(立命館大学歴史都市防災研究所客員教授)

文化庁・文化審議会世界文化遺産部会報告 本年度の世界文化遺産推薦候補に「北海道・北 東北の縄文遺跡群」を選定

山田幸正

2019 年 7 月 30 日、第 3 回文化審議会世界文化遺産部会が文化庁において開催された。会議ではまず、さる 6 月 30 日から 7 月 10 日にアゼルバイジャン共和国のバクーで開催された第 43 回ユネスコ世界遺産委員会についての報告がなされた。推薦書提出資産 43 件のうち 8 件(事前取下げ 5 件、直前取下げ 3 件)が取り下げられ、残る 35 件(うち 1 件拡張申請)について審議され、29 件(文化遺産 24 件、複合遺産 1 件、自然遺産 4 件)が新たに世界遺産一覧表に記載されることが決まった(これで世界遺産記載資産数は 1,121 件となった)。今回もアゼルバイジャンの「ハーンの宮殿とシェキ歴史地区」をはじめ計 6 件の文化遺産でイコモス勧告とは異なる「記載」と決議された。そうしたなか、我が国から推薦した「百舌鳥・古市古墳群」については、規模の大小と多様な墳形により古代の社会政治的な構造が示された世界的にも稀有な物証であるとして各国から記載を強く支持されるとともに、地域住民が保存活動に参画するなど地域社会に根ざした資産であると高く評価された。ただ、将来的な開発計画について遺産影響評価の手法を開発し実施することなど、追加的な勧告が付加されている。

続いて、2021 年の記載にむけて今年度における推薦候補物件の選定について審議された。実は、昨年 7 月の当

該部会において「北海道・北東北の縄文遺跡群」(北海道、青森県、秋田県、岩手県)をすでに推薦候補として選定し、答申されていた。世界遺産委員会における登録審査が文化遺産、自然遺産あわせて各国 1 件に制限されることを受け、2019 年 1 月、自然遺産「奄美大島、徳之島、沖縄島北部および西表島」を推薦候補とすることが政府決定された。こうした経緯から、本年度における世界文化遺産推薦候補の選定にあたっては、昨年度の文化審議会の答申内容をそのまま引き継ぐことを基本とすることとなった(平成 31 年 1 月 23 日文化審議会決定)。

上記の決定を踏まえ、あらためて「北海道・北東北の縄文遺跡群」についての進捗状況を確認した結果、まだ課題はあるものの、推薦内容の検討が進んでおり、顕著な普遍的価値が認められうると考えられ、昨年度に引き続き、今年度の世界文化遺産の推薦候補として選定することとなった。

都城市民会館——経過と日本イコモスの対応

鯨坂 徹

1. 都城市民会館

1966（昭和41）年4月にオープンし、2007年3月まで約40年間、約1,500人収容できるホールと公民館機能として、様々な文化公演や成人式等の市の行事、集会や結婚式等に利用されてきた。半世紀にわたり、都城のランドマークとなり、メタボリズムの代表作としても世界に知られた建築である。この建築には、日本の伝統建築の影響を受けた菊竹清訓の代謝建築の思想が反映されている。コストを大幅に抑えるため、吊屋根とし、2階から下部の鉄筋コンクリートの躯体はほぼすべてが構造材として利用され、デザイン形態が構造表現となっている。そして、徐々に代謝し理想



解体前の都城市民会館 躯体はしっかりしており、竣工直後に建設省の指示で設けた鉄骨の耐火被覆が落下して以来、危険な建築との風評を払拭できなかった



解体前のホール内部

のホール空間に近づいていくことが意図されていた。その奇抜な形態を一瞥しただけではわからない、魅力を秘めた建築である。

2. 解体から存続へ

2006年に都城市総合文化ホールがオープンし主たる機能が移転、活用保存か解体かの議論が巻き上がったが、2007年2月に都城市が今後の方針を「解体」と発表した。この間、DOCOMOMO Japanをはじめさまざまな団体等から保存要望が出され、存続を求める市民8,000人の署名も集められた。一旦は解体が議決されたが、南九州大学が市に市民会館の20年借用を申し入れ、急遽、2007年11月に市も存続へ向けて方針を転換した。しかし、貸与開始後、東日本大震災が発生、耐震補強や天井崩落対策に膨大な費用がかかると考えられ、2017年末まで、改修工事に着手できず都城市民会館は閉鎖されたままとなった。

3. そしてまた解体へ

2018年3月に都城市が貸与期間を短縮し南九州大学からの返還を公表し、再生工事に約15～50億円かかるため新たな民間事業者が見つからない場合は解体するとの方針を発表した。その工事費に日本建築学会が疑問を呈し、耐震診断を実施し大きな耐震補強は不要とし、再生工事費が約8億円で可能との都城市民会館再生活用計画検討特別委員会報告書^(注1)を公開した。市は事業者の募集期間を8月までとし市民アンケートを実施した。閉館後15年経過したこともあり市民（16.5万人）の関心は薄く、4,000人の34%から回答があり83%（約1,100人）が解体に賛成した。また、2社から事業参加の表明と相談があり、9月に学会は募集期間を1年以上延長することを要望したが、市は1月末までを



解体前の1階エントランス



6月の見学会に来館した元菊竹事務所のスタッフだった長谷川逸子、遠藤勝勲の両氏。椅子は竣工時の樹脂製客席で長谷川さんのデザイン（撮影：林田義伸）

期限とした。数ヶ月の延長では約10億円の出資者を探すことは困難なため、10月からISC20cと連携しヘリテージアラートの検討を行い、日本イコモス会員へニュースレターでヘリテージ・アラート案を告知した。年が明けた2019年1月に地元企業が手を挙げ市と協議するが不採択となり、2月4日に確実性のある事業者がないことから都城市が解体を発表した。

4. ICOMOS の警告

ICOMOS から会長名とISC20c 委員長名で都城市民会館取壊しの危機に対する警告文が文部科学大臣、文化庁長官、宮崎県知事、都城市長、都城市議会議長宛に提出された。その結果、2月19日、都城市議会議長の要望で、ICOMOS Japan（豊川・鯉坂）が希望する市議会議員への説明を行った。また教育委員会を訪ねて都城市文化財保護審議会で警告文を審議するよう要請した。翌日の都城市文化財保護審議会では、議題とは別の意見交換として都城市民会館の件が話し合われたが、警告文はとり上げられなかった。都城市は文化庁が現状文化財でないとコメントを控え、宮崎県も都城市の問題としたこともあり、予定通り、都城市民会館解体費を含んだ2019年度予算の説明を議会で実施した。

5. 都城市議会での審議

3月15日の都城市議会総務委員会で都城市民会館解体費の審議が行われ、ICOMOS Japan から2名（山名・鯉坂）が参考人として招致された。委員会では、50年経過し文化

財としての価値を見極めてから解体しても問題ないとの結論となり、1:5で解体費を否決して、次年度の修正予算案を本会議に提出した。しかし、3月19日の都城市議会本会議で審議が行われ、13:15で無記名投票に決定の後、無記名投票により12:16で総務委員会の修正予算案が否決され、市が提示した解体費を含んだ当初予算が承認された。4月20日にICOMOS Japan（岡田・刈谷・山名・矢野・豊川・鯉坂）が市に学術的な報告書の作成と文化財保護審議会の記録の提出を求めた。市がその要求を認め、ICOMOS Japan が監修し日本建築学会が学術的な報告書を作成することになった。6月に見学会、7月21日に市民のお別れ会が開かれ、23日から解体工事がはじめられた。

（注1） https://www.aij.or.jp/jpn/databox/2018/20180628miyakonojo_y_houkoku.pdf

シンポジウム「常盤橋から考える首都高地下化後の都市景観」

伊東 孝

マスコミ報道によると、日本橋の首都高地下化工事が、2020年の東京五輪・パラリンピック後に開始されるという。日本橋の上空を覆っていた高架道路が撤去されて青空が広がり、川面の眺めを阻害していた橋脚がなくなること、そして川沿いの街並みや河川景観を眺望できるようになることは、ひじょうに楽しみである。

しかし、その貴重な景観を構成する歴史的遺産の一つである、関東大震災後の復興橋梁「常盤橋」が、上記の事業により取り壊されようとしている。国土交通省のホームページに公開されている検討会議の資料には、江戸橋から地下化されたトンネルは、日銀前の常盤橋公園付近で現首都高八重洲線との合流が予定されている。問題は、その施工方法である。工事に支障となる一石橋と震災復興橋梁の常盤橋は、「架替」になっている。意味するところは、橋は一度取り壊され、その後は川の流れを阻害しない無橋脚の桁橋が建設されることになる。

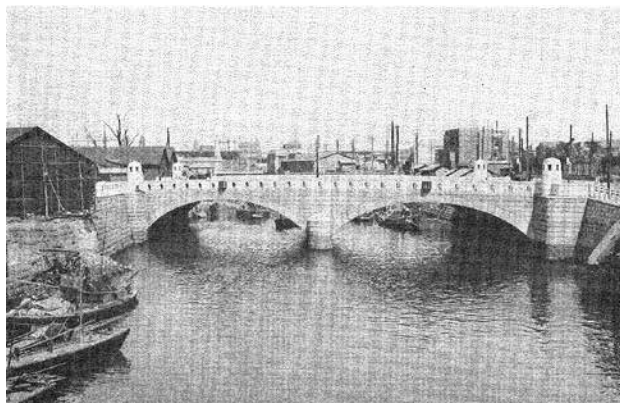
（一社）日本イコモス国内委員会は、常盤橋の震災復興橋梁としての高い歴史的文化的価値に鑑み、「架替」ではなく、常盤橋の現状を最大限保存しながら、地下化工事を遂行

できる方法へ、施工計画の見直しが行われるよう、関係部局への要望書提出の準備中（8月10日現在）である。これに先立ち、7月31日、常盤橋フォーラム主催によるシンポジウム「常盤橋から考える首都高地下化後の都市景観」が、丸の内二重橋ビルで開催された。その概要を報告する。

まず中井祐氏（東京大学教授、景観論・近代土木デザイン史）と伊東（土木史・都市計画）が、それぞれ「アーチ橋は都市の水辺の花形だったー近代東京の橋梁デザイン」「震災復興橋梁常盤橋の文化財的価値」と題する基調講演をおこなった。その後、パネルディスカッションに移り、司会は岡田邦男氏（千代田リバーサイドプロジェクト事務局長）、コーディネーター中井氏のもとに進められた。パネルディスカッションでは、学識経験者として木村亮氏（京都大学教授、地盤工学・基礎工学）、依田照彦氏（早稲田大学名誉教授、構造力学・橋梁工学）が、地元からは小林やすお氏（千代田区議会議員）、平野恵一氏（鍛冶町二丁目町会長）、工藤哲夫氏（日本橋地域ルネッサンス100年計画委員会観光部会長）、安達晋氏（三菱地所株式会社 常盤橋開発部開発企画ユニット ユニットリーダー）が加わった。

中井氏は、日本橋川は文明開化期の石造アーチ橋群、明治・大正震災前のアーチ橋群、震災復興期のアーチ橋群と、3つの時期にわたってアーチ橋が架設され、周囲の街並みとともに魅力的な都市景観や河川景観を彩っていたことを紹介された。伊東は、震災復興橋梁の常盤橋に焦点をあて、千代田区から提供された竣工図面の分析を通して、常盤橋の文化財的価値について言及した。

- ①常盤橋は、震災復興事業でつくられた代表的なコンクリート・アーチ橋で、現在でも日本橋川のアーチ橋群の重要な橋であること、しかも戦前特有のメラン式（鉄骨）



竣工当時の常盤橋（『帝都復興事業誌 土木編 上巻』より）
高速道路がなくなると、このようにスッキリするが、周囲は高層ビルに変わっている。

アーチ橋であることを明らかにした。

- ②アーチ側面が壁石のコンクリート・アーチ橋は震災復興事業で19橋つくられたが、よい状態で現存するのは4橋しかないこと、しかも橋詰と橋詰広場の形態が残るのは、日本橋川では常盤橋のみであること。
- ③橋のデザインには、周辺環境を考慮するとともに、橋の全体的なバランス感覚と細部にいたるまで丁寧にデザインされていること、石材自体の供給は今日では現実的に不可能で、石工の技術もないこと。アーチ曲線には、円曲線ではなく、カテナリー曲線（懸垂曲線）が採用されたこと。
- ④橋の設計とデザインには、橋梁課長の成瀬勝武が関わり、しかも燈柱や高欄の金物デザインは、彼が直接デザインしたことも明らかにした。この事実は、構造は橋梁技術者、意匠・デザインは建築家が担当という、土木史的な通説を覆す内容でもあった。

パネルディスカッションでは、木村氏が提案された常盤橋公園前の区道104号線を廃止ないしは歩行者専用道路化して道路向かい側で計画されている公園と一体化すべきと提案された。あわせて埋め立てられた道三堀を意識して計画公園地内に船着場などを設置して江戸の区画や敷地割りを公園計画の配置計画に生かすべきことを、わたしは提案した。

会場には、東京都の都市整備局や建設局、河川局、中央区の職員も参加されていたことを後から聞いた。最後には東京都議会議員の樋口高顕氏が挨拶に立ち、常盤橋フォーラム自体の提案は傾聴に値するので、できる限りバックアップしたいと締めくくられた。

参加者は、スタッフを含め全体で110余名が集まった。8月下旬に都の都市計画審議会の開催が予定されているため、シンポジウムを急遽開催したもののだが、当初予定していたより多くの方に集まっていたいただき、問題関心の強さを感じた。参加者のみなさんも、今後、より具体的な議論を煮詰め、日本橋川のよりよい空間・景観づくりを希求されたに違いない。

国際水中文化遺産会議他

岩淵聡文

国連の常任理事国では唯一「水中文化遺産保護条約」を批准しているフランス政府とユネスコ主催の国際水中文化遺産会議が、2019年6月17日～19日にフランスのブレストで開催され、引き続いての6月20日～21日に同条約の第7回締約国会議がパリのユネスコ本部で開催された。日本からは、イコモス国際水中文化遺産委員会日本代表委員の岩淵と文化庁の藤井幸司文化財審議官他2名が出席した。前者では、まだ少ない「水中文化遺産保護条約」の批准国を増加させていく方法や、通常は「見えない」水中文化遺産を可視化していく方策などが活発な議論の対象となり、後者では、発効10周年を迎えた同条約のユネスコによる再評価作業が討議的となった。この再評価では、日本に関連する項目としては、水中文化遺産とされている海没遺骨の取り扱いも大きな争点となっている。また、同条約には「沈没船」という文言が全く登場しないという事実についても改めて注意が喚起され、水中考古学イコール沈没船研究であるかのような誤解にも警鐘が鳴らされている。

国際水中文化遺産会議の終了後、ブレストでは「ユネスコ水中考古学大学連携ネットワーク」の年次会合が開催され、中近東を除くアジアからこのネットワークに唯一参加している東京海洋大学が出席、アパラティス社（山船晃太郎[日本イコモス]）が主催し、同大学、バレアレス諸島海事考古学研究所、アジア水中考古学研究所が協力して、2019年4月27日～5月6日にスペインのマヨルカ島で実施された



ユネスコ水中考古学大学連携ネットワーク年次会合

日本人向けに特化した初の水中考古学フィールド・スクールの取り組みなどが紹介された。また、同ネットワークが作成していた『(水中考古学の) 安全なダイビング作業の実施モデルコード』が、イコモス国際水中文化遺産委員会の協力などを得て完成し、その日本語訳は東京海洋大学が翻訳出版することになった。なお、ブレストでは諸会議に並行して、イコモス国際水中文化遺産委員会の年次会合も開催された。アジア太平洋地域からは日本代表委員の岩淵のみが出席したが、この正式な報告は来年の日本イコモスの総会において行われる予定である。

EPWG主催によるウェビナーの報告(4/27、6/19)

山田大樹

国際ICOMOSのEPWG(Emerging Professionals Working Group)では、毎月インターネット会議システムによる会合を重ねている。若手専門家の成長を促すための実質的な活動の一環として、シニアメンバーを講師に迎えて上記ネット会議システムを用いた講義(ウェビナー)を本年2月から2ヶ月に一度のペースで開催することになった。講義時間は約1時間弱ほどで、その後の30～40分間を参加者が講師に直接質問できる時間にあてている。質疑回答は講義中にチャットボックスに書き込まれた聴講者からの質問を選択しながら、効率的かつ活発に進められている。

ウェビナー初回(2月)にはギデオン・コレン氏よりイコモスの概要(組織体制等)に関する講義が行われ、第2回として4月27日に国際イコモス河野会長より「ヘリテージとリコンストラクション」というタイトルでの講義があった。この講義の直前にノートルダム大聖堂の不幸な火災事故が発生したこともあり、世界中から大きな関心をもって参加者が集まり、日本からもEPメンバーを中心に6名が参加した。6月19日に行われた第3回ウェビナーにはシェリダン・パーク氏より「イコモスの学術部門」、併せてミケル・ランダ氏より「諮問委員会」の講義が行われた。日本イコモスでもISC(国際学術委員会)に合わせたNSC(国内学術委員会)の立ち上げが進められているが、これらの講義によってISCやワーキンググループの大枠をつかめたこ



第2回ウェビナーの様子

とは若手専門家にとって有益だった。また、イコモスの体制説明の中で、世界遺産リスト記載に関するイコモスの活動について参加者から多くの関心が注がれ、ノミネーションファイルの審査の仕組みに関する質問が多くあった。

イコモス会員であればこれらのウェビナーに参加自由であり、今後も継続して開催することが予定されている。ウェビナーは国際イコモスの活動に新たに参加する方への導入機会となりえるもので、日本EPではウェビナーの動画記録（1ヶ月ほどで消去）や講義提供者のパワーポイント資料をネット上のドライブを用いて共有することで、当日のウェビナーに参加できなかったEPメンバー、EPに新たに加入するメンバーに情報提供できる体制を整えている。

今後のウェビナー開催についても、国内委員会のメーリングリストを通じて会員の皆様にお知らせする予定である。関心のある方は是非参加いただきたい。

イタリアのラクイアで開催された第3回シルクシティズ国際会議への参加報告

北村 美和子

7月10日から12日、イタリアのラクイア市のラクイア大学で災害からの再建、レジリエンスについてのカンファレンス（3rd Silk Cities International Conference）が開催された。基調講演、円卓会議や特別セッション、76のプレゼンテーション、ブックセッションと展示会、そして復興ウォーキングツアーと観光ツアーが行われた。米国、英国だけでなく、チリ、キプロス、グアテマラ、ハイチ、インド、イランなど世界各地から100人以上が参加し国際色豊かな会議となった。

ラクイアは、ローマから東へ約120キロの場所にあり、イタリアの中部の山岳地帯に位置し、標高が700メートルを超える人口約7万人の都市である。中世からの歴史のある都市であり、当時の大聖堂、水管、城砦や街並みが観光資源にもなっている。

2009年4月6日、ラクイアは大きな地震に見舞われ、市内の住宅や歴史的建造物の多くが被災し、309人の命が失われ、市内とその周辺地域の10万人以上の人々に影響を与えた。

カンファレンスでは、ラクイアのような歴史的な都市での災害リスクについて社会的、文化的、そして心理的要因を考慮したレジリエンスへの全体的なアプローチについて話し合いが行われた。カンファレンスで取り上げられたテーマは、被災後の歴史的なアーバンファブリックの保護、回復、社会的結束、無形文化遺産、そして心理的幸福などの広い分野に亘っていた。

正式なテーマ別プレゼンテーション、特別セッション以外にも、ラクイアの復興に関するガイド付きウォーキングツアーなどが用意された。ウォーキングツアーでは、再建が完了、継続中、未開始の多様な状態にある公共スペース、学校、教会などが紹介された。

カンファレンス2日目には、学校の再建（スクールセーフティ）に関する特別セッションとして円卓会議が開催された。このセッションの斬新なところは、学識経験者だけでなく、政策の立案者、地元の人などが参加して復興と回復力（レジリエンス）について話し合いが行われたことである。地元住民からは、地震から10年もの間、ラクイアの市内中心部の広い地域は放置されたままであり、公共部門の再建がほとんど行き詰まっている状態であるとの率直な意



ラクイア復興視察ウォーキングツアー

見が出ていた。ラクイアの学校校舎は震災後いまだに再建されておらず、現状では、多くの被災地の子供たちは、一時的なコンテナもしくは部分的に修理された校舎で教育を受けている。

この円卓会議は、ロンドン大学 UCL 災害研究所の David Alexander 教授が中心となって発案され運営された。地震から 10 年が経過し、実態の把握のため、再建の状況を地元住民とともに振り返ることの意義が感じられ、歴史的遺産等についても同様な試みが行われることが重要であると思料される。

カンファレンス 3 日目に、筆者は東日本大震災後の避難所と無形文化の関連についてのプレゼンテーションを行った。

世界遺産と防災(科研)プロジェクトの報告:ベルガマ住民ワークショップ

狩野朋子

2016 年から「世界遺産と防災」科研プロジェクト*を人類学の研究者とともに実施してきた。最終年度(2019 年 2 月)は、トルコの世界遺産ベルガマで、市役所ユネスコ課の全面的な協力を得て、災害に関わる専門家(行政・大学関係者等)を集めた会議と、世界文化遺産に居住するコミュニティリーダーを集めた住民ワークショップを実施した。ここでは、2018 年 11 月にネパールの世界遺産パタンで実施された住民集会(立命館大学の窪健之先生主催)に参加させて頂いた際に学んだ手法を参考にさせて頂いた。また、本プロジェクトの推進にあたり、先生方から多大なサポートを頂いた。

ベルガマはイズミル北部に所在し、「ベルガモンとその重層的な文化的景観」として 2014 年に世界文化遺産に登録されている。代表的な遺跡は、現在、ベルリンのベルガモン博物館に所蔵されているが、構成資産であるアクロポリスの丘の中腹には、モスクや伝統的な住居が高密度に形成され、それらをつなぐ迷路状の路地空間には日常生活が溢れ出していて魅力的である。一方、防災の観点では、起伏に富んだ幅員の狭い路地、石畳、行き止まりの多い小路など、課題は多い。また屋根に木材が使用されているため小規模

火災が多く、過去には地震被害や大火災も経験しているが、イズミル県が作成した防災計画は、住民やベルガマ市役所職員に共有されていない。

そこで、住民ワークショップでは、地域住民の代表としてコミュニティリーダーを参集し、災害(特に地震と大火災)に対するリスク、備え、災害後の行動、避難生活等についてグループごとに議論を行った。また災害時の避難ルートを検討しながら危険エリアを地図上にマッピングし、防災意識を高めた。その過程では、一時避難場所が不明なので、至急その情報を提供してほしい等、コミュニティリーダーから市役所に要望も出された。

住民ワークショップで印象に残った議論を一部紹介する。「災害時における人命救出と文化遺産の取り扱い」について、議論開始当初は、地域住民は国の許可がなければ遺産に手をつけられないため国に考えてほしい、と他人事であったが、ベルガマの遺跡・文化遺産を守ることが観光を生業とする地域住民の家計に直結することが確認されると、災害時に文化遺産の盗難をいかに防ぐか、盗難はベルガマの人達で守っていかなければならないがそのためにはどのようなシステムと地域組織への教育が必要か、にまで話が展開された。

また「地震で構成資産が一部崩壊してしまい、そこから人々の救出作業を行う必要がでて来た際、遺跡へ与えるダメージを低く抑えられないか?」というトピックに対しては、崩壊した遺跡は完全に修復できるわけではないという専門家の指摘がコミュニティリーダーたちに気付きを与え、「世界遺産に被害を与えるのはこれからの世代に残していく地域住民の使命ではない」という発言で議論が締めくくられた。

2 日間にわたる専門家会議と住民ワークショップは、濃密



ベルガマ・住民ワークショップの様子



ベルガマにおける一時避難場所の提案（日常時の様子）

で実りが多く、中には難しい質問もあったが、コミュニティリーダーたちの責任ある発言と真摯に向き合う姿には、市役所ユネスコ課のスタッフや市長も驚いていた。また、避難生活の場所は男女同じであるべきか？観光客と同じスペースでも良いか？等の質問は、現地の方たちには予想外の問いであったようで、地平線が開けたような感覚を受けた、とのコメントを頂いた。

ワークショップを経て、市役所が中心となり、人命と同時に遺産の保護（震災前後）に視点を当てた世界遺産地域における防災マネジメント計画書の作成が取り決められた（おそらくトルコでも初の試み）。また専門家会議と住民ワークショップの内容が、年内にベルガマ市役所ユネスコ課経由でユネスコ本部に報告されることとなった。今後も、市役所ユネスコ課や地域住民たちを主体とした研究活動を継続していきたい。

*「世界遺産と防災：アジアにおけるヘリテージツーリズムの持続的発展のために（基盤研究・B）」狩野朋子、山下晋司、郷田桃代、堂下恵、田中孝枝、岩原紘伊



まえのまさる 画

自著を語る

◆マルティネス アレハンドロ 著

『木造建築遺産保存論—日本とヨーロッパの比較から』

中央公論美術出版 2019年2月 392頁

木造建築遺産保存論

—日本とヨーロッパの比較から—

本書は、筆者が留学生として2010年に来日して以来取り組んできた研究の成果をまとめたものである。

従来、「木」対「石」の構図で語られてきた、日本とヨーロッパの建築遺産保存の比較。本書は、この対立の構図を乗り越えるために、両者の木造建築遺産保存に注目し、建築遺産の評価基準の違いなどの理念的な側面を踏まえつつ、日本の特質を浮かび上がらせ、その課題と今後の展望を論じる。

スペインで大学の建築学科に所属していた時に建築遺産の保存に興味を抱き、日本での建築遺産の修理事例を調べ始め、2010年に留学生として来日した。その中でヨーロッパの事例と比較したところ、日本ではヨーロッパとほぼ没交渉的に固有の建築遺産保存へのアプローチが発展しており、ヨーロッパとの共通点も多いが、日本独特の要素が存在することがわかってきた。日本の建築遺産保存へのアプローチの特徴としては、古材の保存が重視されること、変形が徹底的に修正されること、伝統的な修理技術が優先されること、修理の際に綿密な調査が行われること、高い確率で建造物を元の状態へ復原されることなどが挙げられる。

従来、日本とヨーロッパの建築遺産保存へのアプローチの違いは、主に伝統的に用いられていた建築材料の違いを基に説明されてきた。すなわち、日本の歴史的建造物がほとんど木で造られており、他方でヨーロッパの歴史的建造物は石や煉瓦で造られている、したがって建築遺産保存へのアプローチが異なるのは当然だ、という理論である。しかしながら、先述のような日本固有のアプローチは、木造建築の特質のみに起因するものだろうか。また、ヨーロッパにも木造建築は存在するが、その修理の際は日本と同様のアプローチをとるのだろうか。そこで、これらの課題を明確にする目的で、ヨーロッパについても木で造られた歴史的建造物に対象を限定して修理事例を収集し、改めて日本の事例と比較分析した。

その結果、ヨーロッパでも日本と類似する原理で木造建築遺産の修理が行われる場合があることを確認できた。しかし、このような事例は少数派であり、多くの場合には、日本と異なるアプローチで木造建築遺産の保存が行われていることが明らかとなった。それは、建物を傾斜したまま保存することなどに見られるように、修理の際に変形を修正せず、また復原せずに現状を維持することであり、広く建築遺産の保存においてヨーロッパでは主流の方法である。

以上のことから、日本とヨーロッパの修理に対するアプローチの違いは木や石といった材料のみに起因するものではなく、他の要因も考慮に入れるべきである。その中でも、各国で建築遺産の価値がいかに評価され、その文化的意義がいかに理解されているのかが、建築遺産の保存方法に重要な影響を与えていると結論づけた。

本書は、来日して以来の指導教員の藤井恵介先生を始め、多くの日本イコモス会員のご指導とご協力により成立したものである。特に、イコモス国際木の委員会（IIWC）のメンバーから、木造建築遺産保存を巡る国際的な議論について貴重な知見を得た。ここに改めて感謝を表したい。

イコモスの会員を始めとする各国の文化遺産専門家にとって、本書が国際的な相互理解を深めるための一助となれば幸いである。

2019年度 日本イコモス賞及び日本イコモス奨励賞候補の募集について

10月31日(木)応募及び推薦の締切

荻谷勇雅

2019年度の日本イコモス賞及び日本イコモス奨励賞の募集等は下記のスケジュールで実施します。これまで12月の総会時に授賞式を行っていましたが、一般社団法人への移行に伴い、総会が翌年3月に変更になりましたので、これにともない、募集期間等を変更したものです。すでに7月18日より応募・推薦の募集を始めています。

日本イコモス賞等は2014年に創設され、今回で6回目を迎えます。この賞の発展は、いかに優れた候補業績が集まるにかかっています。すぐれた業績にこの賞を授与することを通して、日本イコモスは文化遺産の保護とこれにかかる研究等の奨励や促進に貢献できるものと思います。

なお、これまでの授賞実績は以下の通りです。

これまでの授賞者と授賞業績一覧（敬称略。所属は授賞時）

	日本イコモス賞	日本イコモス奨励賞
第1回 (2014)	・田原幸夫（京都工芸繊維大学特任教授） 東京駅丸の内駅舎の復元再生プロジェクトの推進 ・文化財庭園保存技術者協議会 日本庭園の伝統的保存技術の保護・継承と普及活動の推進	・清水重敦（京都工芸繊維大学准教授） 『建築保存概念の生成史』の著作
第2回 (2015)	・山出 保（金沢市元市長） 金沢市の歴史的環境保全に関する長年の貢献	・豊川斎赫（小山工業高等専門学校准教授） 著書『群像としての丹下研究室』及び編著『丹下健三とKENZO TANIGUCHI』にみる現代建築・都市計画史研究の業績 ・鳥海基樹（首都大学東京准教授） フランスの文化遺産保護に関する一連の研究
第3回 (2016)	・西藤清秀（奈良県立橿原考古学研究所技術アドバイザー） シリア・パルミラの葬制研究・保存修復と危機に瀕する文化遺産の国際会議の組織化と実践 ・特定非営利法人赤煉瓦倶楽部舞鶴及び舞鶴市 歴史的建造物保存に関する長年の貢献と、これを通じて全国の近代建築保存の先導役を果たしてきた業績	
第4回 (2017)	・大竹幸恵（長野県長和町教育委員会） 信州縄文時代黒曜石鉱山の調査研究・保存普及・体験学習に関する系統的展開活動	・富永善啓（株式会社文化財構造計画所長） 歴史的建造物の保存活用における構造設計家としての貢献
第5回 (2018)	・松隈 章（一般社団法人聴竹居倶楽部代表理事） 木造モダニズムの傑作「聴竹居」に対する長年の保存活動と研究・著作実績 ・加藤友規（植柳加藤造園株式会社 代表取締役社長） 文化遺産としての日本庭園の保全研究とその活用についての現代的方策と実践	・恵谷浩子（奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室研究員） 文化的景観の調査研究・普及・保全に関する取組み

ぜひ、会員の皆様の積極的な応募や推薦をよろしくお願いいたします。

応募・推薦の締切：10月31日（木）

受賞者の決定：12月14日（土）の理事会

受賞者の発表：決定後すみやかにHP及びメディアに広報

授賞式：2020年3月14日（土）2020年度総会後

2019年度の募集要領、推薦書式等は、HPのお知らせの「2019年度の日本イコモス賞の公募」に掲載しています。

2017年度～2019年度 選考委員：

荻谷勇雅（委員長）、岸本雅敏、高崎康隆、田原幸夫、前田耕作

新入会員の声

【個人会員】

浅野 聡

この度、花里利一先生と西村幸夫先生にご紹介頂き、日本イコモス国内委員会に個人会員としての入会を申し込みました。地方における歴史都市の都市計画、まちづくりに日々関わっており、これからも歴史都市再生のために歴史的環境の保全・継承・活性化に尽力できればと考えています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

井川博文

近現代建造物の保存修理に係わり、建物を残すために専門家と社会がどのように結びつき、かつ社会に働きかけていけばよいか、考えていきたい。日本イコモス国内委員会が発表した「日本の20世紀遺産20選」に関心を抱き入会を希望。

小野吉彦

私は職業として歴史的建造物、文化財建造物の撮影に関わっている。同業者の個々人が長年撮影してきたこれらの建造物写真は、災害時や平時でも親族などに継承されないまま今後、消失する可能性がある。物故撮影者から現役撮影者のこれらの写真を、著作権侵害しないうえで蓄積・保管しつつ、建造物が被災した際には修復の資料としてこれらの写真が貢献出来るような仕組みづくり・整備を望みたい。

河村英和

戦前までに創業している老舗ホテルと歴史的建造物をホテルに近年用途転用したホテルが大好きで、失われそうな危機にある歴史的建造物を保存できる最善の方法を会員皆様とともに提案してゆき、魅力ある風景・まち並みづくりに微力ながらも貢献したい。

川本悠紀子

これまで古代ローマ史分野において、建築と社会とのかかわりについて研究を行ってきた。なかでも、古代ローマの住宅や庭園史を中心とした研究をしており、近年は

遺跡での発掘調査だけではなく、19世紀末以降行われてきた古代ローマの庭園の復元の再検証などもおこなっている。そのため建築や文化遺産そのものの歴史だけではなく、その復元などについても興味をもっている。日本イコモス国内委員会に参加することで、文化財への訪問の機会を得て専門家と交流するだけでなく、保護という観点についても学べたらと考えている。

後藤玉樹

京都市には歴史都市として多くの文化財が存在する。これまで世界遺産・二条城の建造物技師として、保存修理を担当する立場から周囲を見てきたが、開発や整備等によりその数が日々減ってきているとの実感を抱いた。個人として何ができるかを考えると、今までの経験がそれらの保全に役立つのではないかとの思いに至り、入会を申し込むことを決意した。

湯本 桂

近代の歴史的建造物を中心に、調査・研究に従事してきた。現職においては近代の文化財建造物（近代化遺産、近代建築）を中心に調査、計画の策定、修理などに携わる。入会したあかつきには、これまでの経験を活かし、様々なプロジェクトに参加したい。

駒木定正

北海道を拠点として近代の産業基盤をつくった漁業と炭鉱および鉄道、港湾に関わる施設、並びに市街地の歴史的建造物を調査・研究し、これらの歴史的遺産を次代へ伝えるための広報および保存と活用を推し進め、地域に寄与したい。とくに近代建築の保存方法とその技術を学び、地域の建築に適用させたい。については本会会員との幅広い交流を通して最新の情報を得ながら活動する所存である。

林 俊雄

長年、中央アジア・西アジア（モンゴル、ロシア領アルタイ、中国新疆ウイグル自治区、イランなど）で調査を続け、文献史料と考古学資料に基づいて遊牧民・遊牧国家に関する論文や著書を発表してきた。また草原地帯を通じての東西文化交流にも関心を持っている。長年の

調査の過程で、多くの遺跡が破壊・改変されている様を見て、文化遺産の保存・保護の活動に力を傾けるイコモスに期待している。

中井 祐

土木分野における文化財や歴史的遺産の保全修復、活用の技術や思想は、いまだ十分に発展しているとは言いがたく、専門家も稀少である。今後増えていくであろう、土木文化財を取り扱う局面で、自らの専門的経験を生かして貢献したい。

藤崎一郎

第一の人生では外交官、第二の人生では教育、研究を行っている。大学で講義してきた後、今はシンクタンクの運営と女子教育に携わり、日米協会会長として民間交流を行っている。こうした背景に鑑みイコモスの活動に関心をもち貢献していきたい。

森屋直樹

38年間にわたり文化財行政に携わり、多くの遺跡、文化財の調査や保護に関わってきた。

本年4月から新たにNPO法人文化遺産の世界の理事長に就任。今後は文化遺産に関する情報発信や冊子刊行、講演会の実施など普及事業に加え、文化遺産を活かした各種計画の策定の支援を行う所存である。

事務局からのお知らせ

○Annual Report 2018刊行

Annual Report 2018が刊行されました。

詳細は、下記の本部websiteをご参照下さい。

<https://www.icomos.org/en/about-icomos/2016-11-17-13-14-08/annual-reports>

○日本イコモス共催シンポジウム

立山砂防20世紀遺産シンポジウム

日時：2019年10月13日（日）13:30～17:00

会場：ホテルグランテラス富山（富山県富山市桜橋通り2-28）

定員：500名（入場無料、要事前予約）

主催：富山県世界遺産登録推進事業実行委員会

プログラム（予定）：

13:30 開会挨拶 石井隆一 氏

13:35～14:10 来賓挨拶

14:10～14:40 講演1 西村幸夫 氏

14:40～15:10 講演2 石井隆一 氏

15:10～15:25 映像上映 アニメ「立山砂防・土砂との闘い」

15:30～17:00 パネルディスカッション

コーディネーター 西村幸夫 氏

パネリスト 呂舟 氏

姜 東辰 氏

松浦晃一郎 氏

石井隆一 氏

○インフォメーション誌参加者募集

インフォメーション誌に寄稿いただける方を募集します。

ご留意事項

- ・イコモス会員の方
 - ・字数は、800-1600字。原稿はwordファイルで作成。
 - ・写真等の図版は2～3点まで。一色刷りとなります。
- 但し、レイアウト上、すべてを掲載できるかはお約束

できかねますことご承知おき下さい。

また、写真や図は、高解像度（できれば 300dpi 以上）の加工していないオリジナルデータをワード等に貼り付けず、jpg などの画像ファイルとして、ファイル名にキャプションをつけた上でお送りください。

- 写真や図版の著作権等についても十分にご留意ください。
- 原稿の内容については執筆者ご自信で責任を持っていたくため、匿名でのご投稿はお受けできません。
- 英語サマリー用の以下の3点についても一緒にお送り下さい。

① Key word（日本語）、② Key idea（日本語）、③会議やシンポジウム等の正式名称（英語）

締切りは、11 月末日（11-4 号掲載予定）となります。締切りを過ぎた場合は、次回以降の掲載となります。

編集の都合上、ご希望に添えないこともありますので、予めご了承ください。

執筆後は（一社）日本イコモス国内委員会事務局
(jpicomos@japan-icomos.org) 宛てにお送りください。



まえのまさる 画

事務局日誌

(2019年5月18日～2019年8月7日)



- 5/29 文化遺産国際協力コンソーシアム事務局より「文化遺産国際協力コンソーシアム」「文化遺産の国際協力 2019」「第24回文化遺産国際協力コンソーシアム研究会 文化遺産とSDGs 報告書」「文化遺産国際協力コンソーシアム第23回研究会 諸外国における文化遺産保護の支援と協力を知る・語る 報告書」「シンポジウム 文化遺産国際協力のかたち—世界遺産を未来に伝える日本の貢献— 報告書」「文化遺産国際協力コンソーシアム平成30年度協力相手国調査 モンゴル国調査報告書」を受領。
- 鞆まちづくり工房より「鞆・町並みアーカイブス 写真で綴る鞆の記憶」を受領。
- 5/31 東京文化財研究所より「TOBUNKEN NEWS 2019 no. 69」を受領。
- 6/10 一般社団法人東京建築士会より「建築東京 2019年6月号」を受領。
- 6/21 東京文化財研究所保存科学研究センターより「Conservation and Restoration of Brick Masonry Structures」を受領。
- 6/22 第3回理事会（拡大理事会）、研究会を開催。
- 7/5 (一社)日本イコモス国内委員会の後援名義ご使用について（回答）を、(一財)江戸・東京歴史文化ルネッサンスの会に送付。第7回セミナー「江戸城本丸御殿の芸術と文化（仮題）」へ後援名義の使用を承諾した。
- (一社)日本イコモス国内委員会の後援名義ご使用について（回答）を、京都工芸繊維大学 KYOTO Design Lab 事務局に送付。京都工芸繊維大学大学院建築都市保存再生学コース 保存再生学シンポジウム 2019 第1回「歴史的建築物の保存活用を担う人材と組織について考える」へ後援名義の使用を承諾した。
- 一般社団法人東京建築士会より「建築東京 2019年7月号」を受領。
- 武庫川女子大学トルコ文化研究センターより「Intercultural Understanding Vol. 8」を受領。
- 公益財団法人ユネスコ・アジア文化センターより「ACCU news Vol. 408」を受領。
- 7/10 (一社)日本イコモス国内委員会の後援名義ご使用について（回答）を、日本遺跡学会に送付。2019年度日本遺跡学会大会・史蹟名勝天然記念物保存法100周年記念シンポジウム「土地に結びついた記憶の継承100年の成果と課題（仮）」へ後援名義の使用を承諾した。
- (一社)日本イコモス国内委員会の共催名義ご使用について（回答）を、富山県世界遺産登録推進事業実行委員会に送付。「立山砂防20世紀遺産シンポジウム」へ後援名義の使用を承諾した。
- 8/7 (一社)日本イコモス国内委員会の後援名義ご使用について（回答）を、群馬県立女子大学に送付。第7回 群馬学センター萩原文庫シンポジウム「近代化遺産 総合調査の30年」へ後援名義の使用を承諾した。
- (一社)日本イコモス国内委員会の後援名義ご使用について（回答）を、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議に送付。「百舌鳥・古市古墳群世界遺産登録記念シンポジウム」へ後援名義の使用を承諾した。

日本イコモス国内委員会 団体会員（代表者）

佐渡市（三浦基裕）

縄文遺跡群世界遺産登録推進本部（三村申吾）

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議（吉村洋文）

日本イコモス国内委員会 維持会員（代表者）

株式会社 鴻池組（蔦田守弘）

株式会社 プレック研究所（杉尾大地）

株式会社 文化財保存計画協会（矢野和之）

株式会社 トリアド工房（伊藤民郎）

「国宝松本城を世界遺産に」推進委員会（菅谷 昭）

西武建設株式会社（中村 仁）

株式会社 小林石材工業（小林美和）

「善光寺の世界遺産登録をすすめる会」（加藤久雄）

株式会社 丹青社（高橋貴志）

株式会社 ゴールデン佐渡（浦野成昭）

國富株式会社（國富將嗣）

富士急行株式会社（堀内光一郎）

公益財団法人 立山カルデラ砂防博物館（山本 修）

一般財団法人 砂防・地すべり技術センター（南 哲行）

群馬県（大澤正明）

株式会社 トータルメディア開発研究所（澤田敏企）

教育遺産世界遺産登録推進協議会（高橋 靖）

（敬称略・順不同）

日本イコモス国内委員会の活動には以上の企業・団体のご支援をいただいております。

●一般社団法人日本イコモス国内委員会

【第 11 期 執行部メンバー】（順不同）

委員長	岡田 保良
副委員長	苅谷 勇雅
	花里 利一
	増井 正哉
理事	石川 幹子
	大窪 健之
	岡村 勝行
	尾谷 恒治
	越島 啓介
	田原 幸夫
	土本 俊和
	友田 正彦
	内藤秋枝 ユミイザベル
	益田 兼房
	溝口 孝司
	山名 善之
	矢野 和之
理事・事務局長	崎谷 康文
監事	赤坂 信
	西村 幸夫
顧問	前田 耕作
	前野 まさる

国際イコモス会長 河野 俊行

日本イコモス賞・日本イコモス奨励賞選考委員会 委員長 苅谷 勇雅

【幹事】

第 4 小委員会	藤岡 麻理子
第 4 小委員会	山内 奈美子
第 6 小委員会	小寺 智津子
第 8 小委員会	森 朋子
第 19 小委員会	マルティネス アルバロ
事務局	舘崎 麻衣子
公益法人化検討委員会	尾谷 恒治
広報委員会	狩野 朋子
EP（若手専門家）	山田 大樹

【小委員会主査】

第 1 小委員会（憲章）	藤井 恵介
第 4 小委員会（世界遺産）	岡田 保良
第 6 小委員会（鞆の浦）	河野 俊行
第 7 小委員会（観光と交通問題）	苅谷 勇雅
第 8 小委員会（パツファゾーン）	崎谷 康文
第 9 小委員会（朝鮮通信使）	三宅 理一
第 10 小委員会（彩色）	窪寺 茂
第 11 小委員会（歴史的都市マスタープラン）	山崎 正史
第 12 小委員会（技術遺産）	伊東 孝
第 13 小委員会（眺望及びセッティング）	赤坂 信
第 14 小委員会（20 世紀建築）	山名 善之
第 15 小委員会（水中文化遺産）	池田 榮史
第 16 小委員会（コンサベーションアーキテクト）	矢野 和之
第 17 小委員会（遺産保全のための地盤および基礎）	岩崎 好規
第 18 小委員会（文化的景観）	石川 幹子
第 19 小委員会（リコンストラクション）	河野 俊行
第 20 小委員会（ブルーシールド）	崎谷 康文
第 21 小委員会（彦根 IcoFort）	三宅 理一

日本イコモスパートナースHIP参加施設

岩手県：毛越寺、中尊寺／群馬県：富岡製糸場／東京都：国立西洋美術館／富山県：相倉民俗館 1 号館・2 号館、五箇山塩硝の家、五箇山民俗館／福井県：中山寺／長野県：茅野市尖石縄文考古館、松本城／岐阜県：和田家／愛知県：犬山城／滋賀県：彦根城、彦根城博物館／京都府：二条城、仁和寺、舞鶴市立赤れんが博物館、舞鶴引揚記念館／大阪府：堺市博物館／兵庫県：姫路城／奈良県：薬師寺／島根県：石見銀山資料館、石見銀山世界遺産センター、国指定重要文化財熊谷家住宅、武家屋敷旧河島家／広島県：厳島神社、太田家住宅／山口県：錦帯橋

■日本イコモス ISC メンバー表

○は、各 ISC の日本代表

委員会名	略称	委員
Analysis and Restoration of Structures of Architectural Heritage	ISCARSAH	○花里 利一・坂本 功・岩崎 好規・西澤 英和
Archaeological Heritage Management	ICAHM	○岡村 勝行・岸本 雅敏・小野 昭・中西 裕見子
Cultural Landscapes ICOMOS-IFLA	ISCCL	○大野 渉・石川 幹子・本中 眞
Cultural Routes	CIIC	○杉尾 邦江・大野 渉
Cultural Tourism	ICTC	○宗田 好史・山内 奈美子
Earthen Architectural Heritage	ISCEAH	○岡田 保良・山下 保博
Economics of Conservation	ISEC	
Energy and Sustainability	ISCES	
Fortification and Military Heritage	IcoFort	○三宅 理一
Heritage Documentation	CIPA	近藤 康久
Historic Towns and Villages	CIVVIH	○福川 裕一・苅谷 勇雅
Interpretation and Presentation of Cultural Heritage Sites	ICIP	○門林 理恵子
Intangible Cultural Heritage	ICICH	○大貫 美佐子・稲葉 信子・内藤秋枝 ユミイザベル
Legal, Administrative and Financial Issues	ICLAFI	○河野 俊行・八並 簾
Mural (Wall) Paintings	ISCMP	
Places of Religion and Ritual	PRERICO	
International Polar Heritage Committee	IPHC	
Risk Preparedness	ICORP	○益田 兼房・大窪 健之
Rock Art	CAR	○小川 勝・五十嵐 ジャンヌ
Shared Built Heritage	ISCSBH	
Stained Glass	ISCV	
Stone	ISCS	○石崎 武志・西浦 忠輝
Theory and Philosophy of Conservation and Restoration	TheoPhilos	○内藤秋枝 ユミイザベル・西村 幸夫・赤坂 信
International Training Committee	CIF	○稲葉 信子・福島 綾子
Underwater Cultural Heritage	ICUCH	○岩淵 聡文・池田 榮史・木村 淳
Vernacular Architecture	CIAV	○大野 敏・山田 幸正
Wood	IIRC	○土本 俊和・渡邊 保弘
20th Century Heritage	ISC20C	○豊川 斎赫・山名 善之・田原 幸夫・鯉坂 徹
Industry Heritage	ISCIH	松浦 利隆

● ICOMOSとは

ICOMOS は、1964 年に採択された「記念物と遺産の保存に関する国際憲章（通称ヴェネツィア憲章）」を受けて 1965 年に設立された国際 NGO です。第 1 回総会は 1965 年 6 月にポーランドで開かれました。ユネスコをはじめとする国際機関と密接な関係を保ちながら、文化遺産保存に関する理論、方法論、科学技術の研究・応用、またユネスコの世界遺産条約に関しては、諮問機関として、登録の審査、モニタリングの活動等を行っています。各国の文化遺産保存分野の第一線の専門家や専門団体によって構成されており、2018 年 11 月時点で、参加国は 110 カ国を数え、会員は 9,500 人以上にのぼっています。29 の国際学術委員会を通じて様々な専門分野、テーマ別の活動が行われており、文化遺産の価値の高揚のための重要な役割を果たしています。

日本イコモス国内委員会は 1972 年にブタペストで開かれた第 3 回イコモス総会で承認され、関野克博士がその委員長に指名されました。1979 年に規約を採択し、イコモス本部執行委員会での承認を経て正式に発足しています。国内の文化遺産保存技術を高め、様々な情報を収集・交換し、後継者への技術的訓練を行う一方、各国の委員会やパリ本部と協力して、世界の文化遺産の保護のための国際協力活動を担っています。2019 年 6 月現在、会員 481 名、維持会員 17 団体、団体会員 3 団体、学生会員 1 名によって構成されており、これまでに専門的な調査研究を行う 21 の小委員会を設置してきました。年次総会のほか、年 4 回の理事会、研究会などの開催や会報の発行を行っています。2018 年 9 月 12 日に法人化し、一般社団法人日本イコモス国内委員会となりました。



ICOMOS Japan information

Vol.11, No.2 11 September 2019

(一社) 日本イコモス国内委員会 委員長 岡田保良

事務局長 矢野和之 編集 増井正哉

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル 13 階

株式会社 文化財保存計画協会 気付

Tel & Fax: 03-3261-5303 e-mail: jpicomos@japan-icomos.org

<https://icomosjapan.org>

ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy

Hitotsubashi 2-5-5-13F, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0003, Japan

Tel & Fax: +81-3-3261-5303 e-mail: jpicomos@japan-icomos.org

<https://icomosjapan.org>